

第4次 恵那市人権施策推進指針

一人ひとりが人権尊重を理解し、互いに認め合い、
共に支え合う 共生社会のまち 恵那



令和5年3月
恵那市

はじめに

21世紀は「人権の世紀」と呼ばれています。これには「戦争の世紀」と呼ばれた20世紀を踏まえ、21世紀を平和と人権が尊重される世紀にしたいとの人々の願いが込められています。20世紀、人類は二度にわたる世界大戦を経験しました。その経験と反省から「平和のないところに人権は存在しない」、また「人権のないところに平和は存在しない」ということを学びました。人権の尊重が世界平和の基礎であるという共通認識から、「世界人権宣言」が採択されました。



人権は、すべての人が生まれながらに持っている権利であり、人々が幸福な人生を送るために欠くことのできない大切なものです。そして人権の尊重は市民の暮らしに密接にかかわる重要な理念です。市民一人ひとりが人権を我が事としてとらえ、人権の尊重を理解し行動していくことがとても大切です。

人権課題は、近年ますます多様化するとともに、性的マイノリティを取り巻く課題やヘイトスピーチの問題、インターネットによる人権侵害など、新たな人権課題が顕在化してきています。

さらに、令和2（2020）年から急速に感染拡大した「新型コロナウイルス感染症」は、感染者やその家族、医療従事者等への差別問題のみならず、あらゆる人権課題に深刻な影響を与えるものとなりました。

こうした中、人権が尊重された社会を確立するため、恵那市では、基本理念を「一人ひとりが人権尊重を理解し、互いに認め合い、共に支え合う共生社会のまち 恵那」とした、第4次恵那市人権施策推進指針を策定しました。

この第4次恵那市人権施策推進指針は、市の重点的施策として進めている「はたらく」「たべる」「くらす」「まなぶ」のうち「はたらく」「くらす」「まなぶ」についての指針となります。

すべての人が人間として尊重され、差別されない社会を目指し、さらに安心、安全に暮らせること、いきいきと暮らせることを目指し、誰もが住みたくなるような恵那の実現のため施策を進めてまいります。市民の皆様の積極的な参画、ご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、この指針の策定にあたり、意識調査などにご協力いただいたすべての市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

恵那市長 小坂 喬峰

目次

第1章	策定の背景.....	1
1	策定の趣旨.....	1
2	国際的な動向.....	2
3	国内の動向.....	3
4	県内の動向.....	4
5	市内の動向.....	4
第2章	恵那市の人権施策を取り巻く状況.....	5
1	アンケート調査の実施概要.....	5
2	人権施策を取り巻く現状・課題.....	5
(1)	人権課題の中で関心のあるもの.....	5
(2)	自分や自分の家族が人権侵害を受けたと感じたこと.....	6
(3)	人権侵害だと感じた内容.....	6
(4)	人権侵害を受けた場合の対応.....	6
(5)	人権侵害への相談や救済で必要なもの.....	7
(6)	人権問題の理解促進のための効果的な施策.....	7
第3章	指針の基本的な考え方.....	8
1	基本理念.....	8
2	基本的な視点.....	8
3	指針の位置づけ.....	9
4	指針の期間.....	10
5	指針の体系図.....	11
第4章	基本的施策の推進.....	12
1	人権教育の推進.....	12
2	人権啓発の推進.....	14
3	相談・支援体制の充実.....	15
4	人権にかかわりの深い分野の職員に対する研修実施.....	16
第5章	分野別人権施策の推進.....	17
1	女性の人権.....	17
2	子どもの人権.....	20
3	高齢者の人権.....	23
4	障がい者の人権.....	26
5	部落差別（同和問題）の解消.....	30

6	インターネット上の人権侵害	33
7	外国人の人権	35
8	感染症患者等の人権	37
9	犯罪や非行をした人々の人権	39
10	犯罪被害者等の人権	41
11	性的指向・性自認を理由とする偏見・差別を受ける人の人権	42
12	その他の人権	44
第6章	指針の推進	48
1	指針の推進体制	48
2	指針の進行管理	48
第7章	資料集	49
1	用語解説	49
2	参考資料	56
3	主な相談先一覧	61

本指針には、行政用語や専門的な言葉が多く記載されています。これらの言葉については、※印を付けており、巻末の用語解説に説明を記載しておりますので、ご参照ください。

第1章 策定の背景

1 策定の趣旨

人権は、誰もが生まれながらにして持っている、誰からも侵されることのない基本的な権利です。昭和23（1948）年に国連で採択された「世界人権宣言^{*}」では、『すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。』とうたわれています。また、「日本国憲法」でもすべての国民に基本的権利を保障しています。

恵那市（以下、「本市」という。）では、平成20（2008）年3月に「恵那市人権施策推進指針」を策定し、一人ひとりが個性や違いを認め合える共生社会^{*}のまちを目指して人権教育^{*}や人権啓発^{*}に関する施策に取り組んできました。また、平成30（2018）年には指針を見直した「第3次恵那市人権施策推進指針」を策定し、女性や子ども、高齢者、障がい者、同和問題等の人権にかかわる施策に取り組んできました。

一方で、近年の全国的な人口減少や少子高齢化の進行など社会状況の変化により、人権課題は多様化・複雑化しています。インターネット上の人権侵害、性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別、災害にともなう人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害などの新たに顕在化した問題に対応していく必要があります。

「第4次恵那市人権施策推進指針」（以下、「本指針」という。）は、「第3次恵那市人権施策推進指針」の期間満了にともない、こうした社会状況や本市の現状を踏まえ、人権施策をいっそう充実するために策定しました。

2 国際的な動向

20 世紀、二度の悲惨な大戦を経験し多くの被害を出した人類は、平和と人権が尊重されることの大切さを学びました。

昭和 23（1948）年、国連総会で採決された「世界人権宣言」では、こうした経験から『すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。』とうたわれています。

その後国連では、「人種差別撤廃条約^{*}」「国際人権規約^{*}」「女子差別撤廃条約^{*}」「子どもの権利条約^{*}」等、数多くの人権に関する条約を採択・発行するとともに、加盟国に対しても批准・加入を求め、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組みを進めてきました。

一方で、世界では冷戦終結後も民族や宗教の違いや、国際的な利権争いから各地で紛争や対立が絶えず、難民の発生など深刻な人権問題が表面化し、国際社会全体で人権問題について対策を講じることが喫緊の課題とされてきました。

こうした流れを受け、平成 6（1994）年、第 49 回国連総会において平成 7（1995）年からの 10 年間で「人権教育のための国連 10 年^{*}」とすることが決議され、各国に対しても国内行動計画を定めることが求められました。10 年が経過した後は、平成 16（2004）年、第 59 回国連総会において「人権教育のための世界計画」が採択されました。平成 17（2005）年から 19（2007）年までは初等・中等教育に焦点を当てた第 1 フェーズ、平成 22（2010）年から 26（2014）年までは高等教育と教育者、公務員等に焦点を当てた第 2 フェーズ、平成 27（2015）年から令和元（2019）年までは、それまでの取り組みの強化と、メディア専門家及びジャーナリストに焦点を当てた第 3 フェーズ、そして令和 2（2020）年から 6（2024）年までは青少年に焦点を当てた第 4 フェーズとされました。

さらに、平成 27（2015）年の国連総会で採択された SDGs^{*}（持続可能な開発目標）では、ジェンダー平等の実現や、人や国の不平等の是正といった人権に大きくかかわる項目を含めた目標などが掲げられました。これを踏まえ、各国では、すべての人類が取り残されず、平和に暮らせる持続可能な世界の実現に向けた取り組みが展開されています。

3 国内の動向

国では、昭和 22（1947）年に施行した基本的人権[※]の尊重を基本原理の一つとする「日本国憲法」やその考えを踏まえた「教育基本法」に基づき、人権にかかわる取り組みを進めてきました。それ以降も「国際人権規約」や「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」などの諸条約を批准し、人権課題への対応を進めてきました。

平成 7（1995）年には、国連の「人権教育のための国連 10 年」を受けて「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」が策定されました。また同年、5 年間の時限立法として「人権擁護施策推進法」が施行され、人権教育・啓発に関する施策の推進が国の責務となりました。

近年も、平成 28（2016）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）の制定、令和元（2019）年に「児童福祉法」等、「女性の就業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の改正、令和 3（2021）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の改正など、人権に関する法整備が進められると同時に、女性や子ども、高齢者、障がい者、性的マイノリティ、外国人等の個別の人権課題や社会情勢の変化による新たな人権課題について対応する取り組みが行われています。

我が国固有の人権問題である同和問題では、昭和 40（1965）年に同和对策審議会[※]の答申を受け、昭和 44（1969）年に「同和对策事業特別措置法」（同対法）が施行されました。その後、「地域改善対策特別措置法」（地対法）、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が施行され、同和对策事業が進められてきました。平成 28（2016）年には、部落問題解消のため国や地方公共団体が相談体制の充実や教育啓発を行う「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行され、各自治体で取り組みが行われています。

4 県内の動向

岐阜県では、平成 15（2003）年3月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき「岐阜県人権施策推進指針」が策定され、人権尊重の意識を高めるための総合的な取り組みが進められています。その後、社会情勢の変化などによる新たな人権問題に対応するため、平成 20（2008）年、平成 25（2013）年及び平成 30（2018）年に改定が行われています。

人権施策の推進については、平成 10（1998）年5月に設置された「岐阜県人権施策推進連絡協議会」で庁内の人権関係部局での連携のもと事業が展開されています。

人権啓発事業の推進については、平成 12（2000）年に設置された「岐阜県人権啓発センター[※]」において、人権に関する講座や人権相談等が行われています。

人権教育については、「岐阜県人権教育基本方針」に基づいた「岐阜県人権教育協議会」において推進されています。特に、人権教育における行動力の育成を図る取り組みとしては平成 18（2006）年度より「ひびきあいの日[※]」を設け、人権感覚を高める教育に取り組んでいます。

また、近年では人権週間[※]において、「人権啓発フェスティバル in ぎふ」を開催し、啓発による人権意識の高揚や教育に取り組んでいます。

5 市内の動向

本市では、平成 28（2016）年に「第 2 次恵那市総合計画[※]」を策定し、「人・地域・自然が輝く交流都市 ～誇り・愛着を持ち住み続けるまち～」を将来像として掲げています。個別計画では女性、子ども、高齢者、障がい者などの人権について扱い、施策を推進しています。

また、内閣府から SDGs 達成に向けた取り組みを先導的に進めていく自治体「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」として選定され、SDGs への取り組みを行っています。

人権教育及び人権啓発に関しては、平成 20（2008）年3月に「恵那市人権施策推進指針」、平成 30（2018）年には「第3次恵那市人権施策推進指針」を策定しました。さまざまな人権問題に総合的かつ効果的に取り組むための方向性や施策等を示しています。

近年は、行政や教育委員会を中心に、広報や講演会などのさまざまな機会を通じ、人権教育や啓発、人権意識の醸成に向けた施策を推進しています。

第4次恵那市人権施策推進指針とSDGsの関係

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標としてSDGsが採択されました。SDGsは、令和 12（2030）年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と、達成するための具体的な 169 のターゲットから構成されています。

本市は、内閣府からSDGs達成に向けた取り組みを先導的に進めて行く自治体「SDGs 未来都市」及び「自治体SDGs モデル事業」として選定されています。本計画の推進にあたっては、SDGsの趣旨を踏まえて、本市の人権施策を展開します。



第2章 恵那市の人権施策を取り巻く状況

1 アンケート調査の実施概要

本市における人権問題や課題を把握するため、指針の見直しに合わせてアンケート調査を実施しました。

■調査の概要

調査対象：市内 18 歳以上の一般市民

調査票の配布・回収方法：郵送配布・郵送回収、または WEB 回答・回収

調査期間：令和3（2021）年 12 月 13 日～12 月 26 日

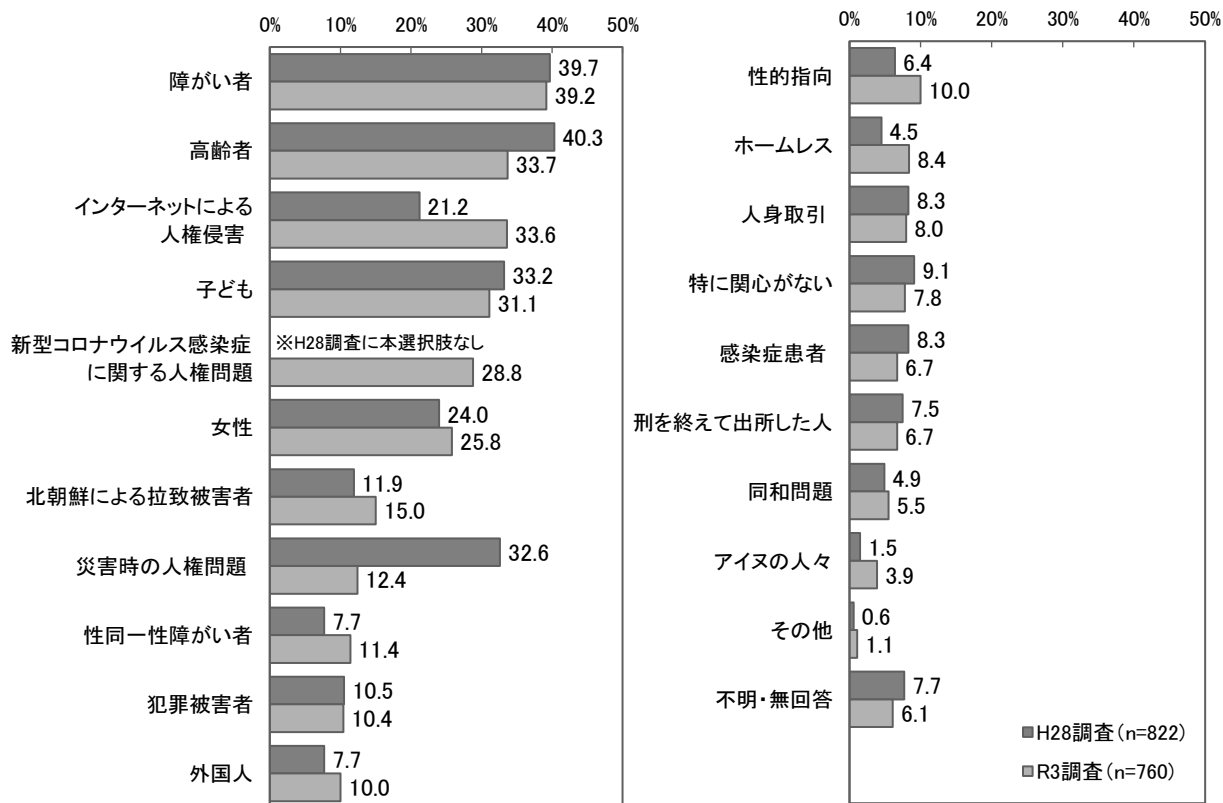
配布数・回収数：760 件／2,000 件（有効回収率 38.0%）

2 人権施策を取り巻く現状・課題

(1) 人権課題の中で関心のあるもの

人権課題の中で関心のあるものは、「障がい者」が 39.2%と最も高く、次いで「高齢者」が 33.7%となっています。平成 28（2016）年度の調査と比較すると、特に、「インターネットによる人権侵害」が増加しています。

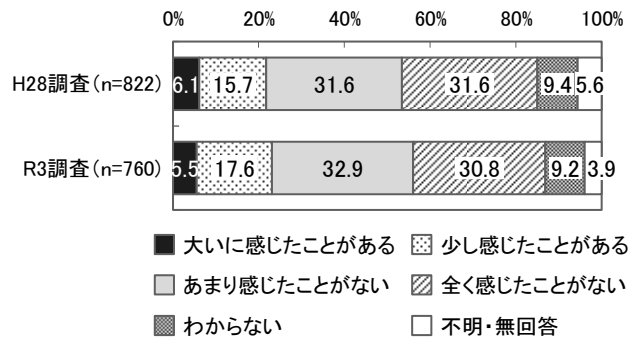
■人権課題の中で関心のあるもの



(2) 自分や自分の家族が人権侵害を受けたと感じたこと

自分や自分の家族が人権侵害を受けたと感じたことについては、『感じたことがある』（「大いに感じたことがある」「少し感じたことがある」）が 23.1%、『感じたことがない』（「あまり感じたことがない」「全く感じたことがない」）が 63.7%となっています。平成 28（2016）年度の調査と比較すると、『感じたことがある』がやや増加しています。

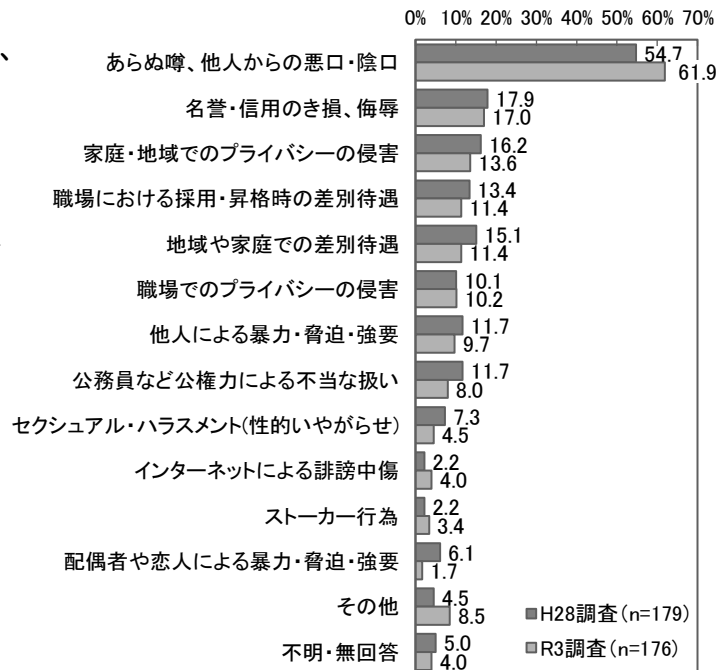
■自分や自分の家族が人権侵害を受けたと感じたこと



(3) 人権侵害だと感じた内容

人権侵害だと感じた内容については、「あらぬ噂、他人からの悪口・陰口」が 61.9%と最も高く、次いで「名誉・信用のき損、侮辱」が 17.0%となっています。平成 28（2016）年度の調査と比較すると、「あらぬ噂、他人からの悪口・陰口」が増加しています。

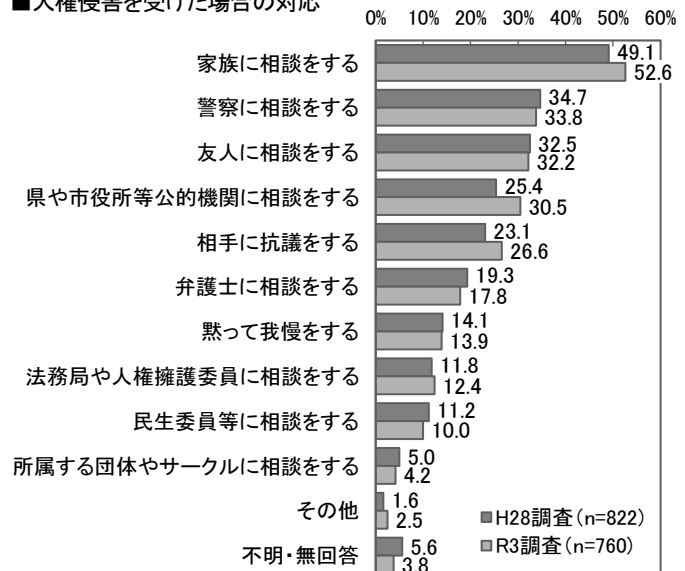
■人権侵害だと感じた内容(人権侵害を受けたことがある人のみ)



(4) 人権侵害を受けた場合の対応

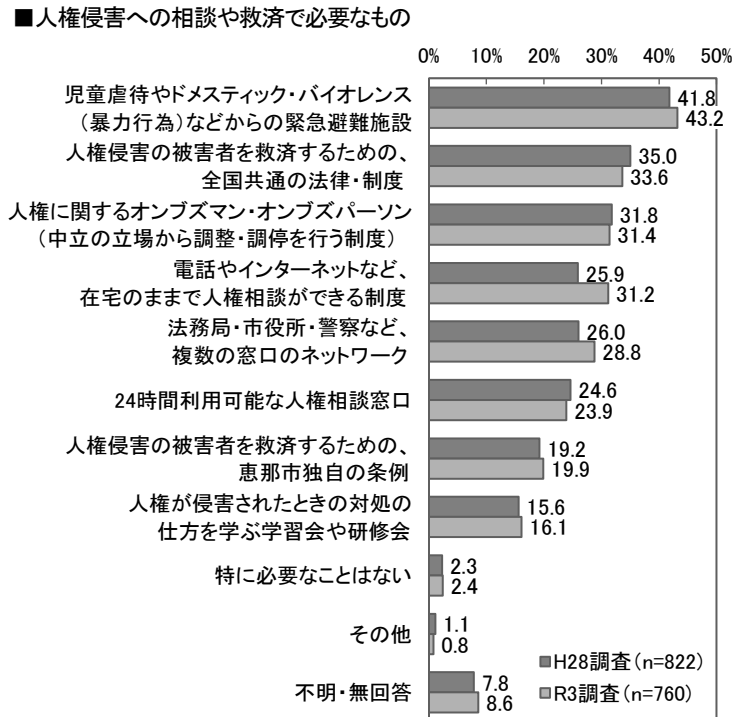
人権侵害を受けた場合の対応については、「家族に相談をする」が 52.6%と最も高く、次いで「警察に相談をする」が 33.8%となっています。平成 28（2016）年度の調査と比較すると、特に、「県や市役所等公的機関に相談をする」「相手に抗議をする」が増加しています。

■人権侵害を受けた場合の対応



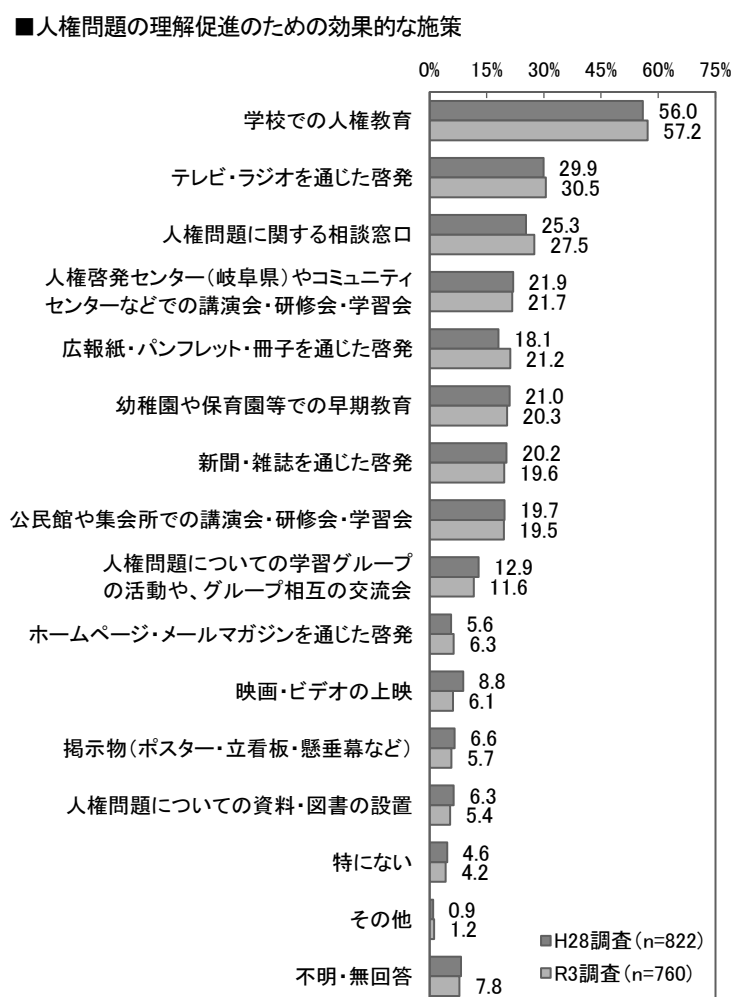
(5) 人権侵害への相談や救済に必要なもの

人権侵害への相談や救済に必要なものについては、「児童虐待※やドメスティック・バイオレンス（暴力行為）などからの緊急避難施設」が43.2%と最も高く、次いで「人権侵害の被害者を救済するための、全国共通の法律・制度」が33.6%となっています。平成28（2016）年度の調査と比較すると、「電話やインターネットなど、在宅のままで人権相談ができる制度」等が増加しています。



(6) 人権問題の理解促進のための効果的な施策

人権問題の理解促進のための効果的な施策については、「学校での人権教育」が57.2%と最も高く、次いで「テレビ・ラジオを通じた啓発」が30.5%となっています。平成28（2018）年度の調査と比較すると、「人権に関する相談窓口」がやや増加しています。



第3章 指針の基本的な考え方

1 基本理念

「第3次恵那市人権施策推進指針」では、これまでの指針を継承し“一人ひとりが人権尊重を理解し、互いに認め合い、共に支え合う共生社会のまち 恵那”を目指し、人権に関する施策を推進してきました。

人権を尊重することは、すべての人が自分らしく生きていくための基本となるものです。誰もが自分らしく生きがいを持ち、支え合う、共生のまちを実現するためには、人権教育や啓発により、市民一人ひとりが人権尊重を理解し、互いの違いや個性を認め、尊重し合うことが大切です。

こうした考えから、本指針においてもこれまでの指針を継承し、基本理念を「一人ひとりが人権を尊重し、互いに認め合い、共に支え合う共生社会のまち 恵那」とし、人権尊重の理念について理解を深め、互いに認め合い、共に支え合う共生社会を目指します。

一人ひとりが人権尊重を理解し、互いに認め合い、 共に支え合う共生社会のまち 恵那

2 基本的な視点

人権意識の醸成

すべての市民が人間の尊厳の大切さを認識し、人権問題について知識としての理解のみならず、人権尊重の理念についても理解を深めていきます。また、日常生活において、人権意識が浸透するよう、人権感覚を育み、生涯におけるあらゆる場面において、生かすことができるよう意識の醸成に取り組みます。

誰もが共存できる社会づくり

誰もがそれぞれに個性や自己の価値観を所持しています。国籍、宗教、言語、習慣などがそれぞれ異なっていることから、誤った認識や知識不足によって、差別や偏見などが起こらないよう、さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深め、支え合える社会の実現に取り組みます。そして、多様性を受容できる社会をつくり、誰一人取り残さない共生社会を目指します。

生活環境の整備

近年、地震の発生や集中豪雨などの自然災害、連れ去りや監禁などの犯罪被害など、私たちの生活を脅かす災害や犯罪が起きています。また、私たちが暮らす社会には年齢や性別、国籍、宗教、言語、習慣などが異なる多様な人が暮らしており、人によってそれぞれ日常生活で不自由なことや困ることがあります。家庭や地域社会において、安心して暮らすことは、個人が持つ当然の権利であるため、バリアフリー*やユニバーサルデザイン*の推進をはじめ、あらゆる機会や事態に対応し、安全で安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

相談・支援体制の充実

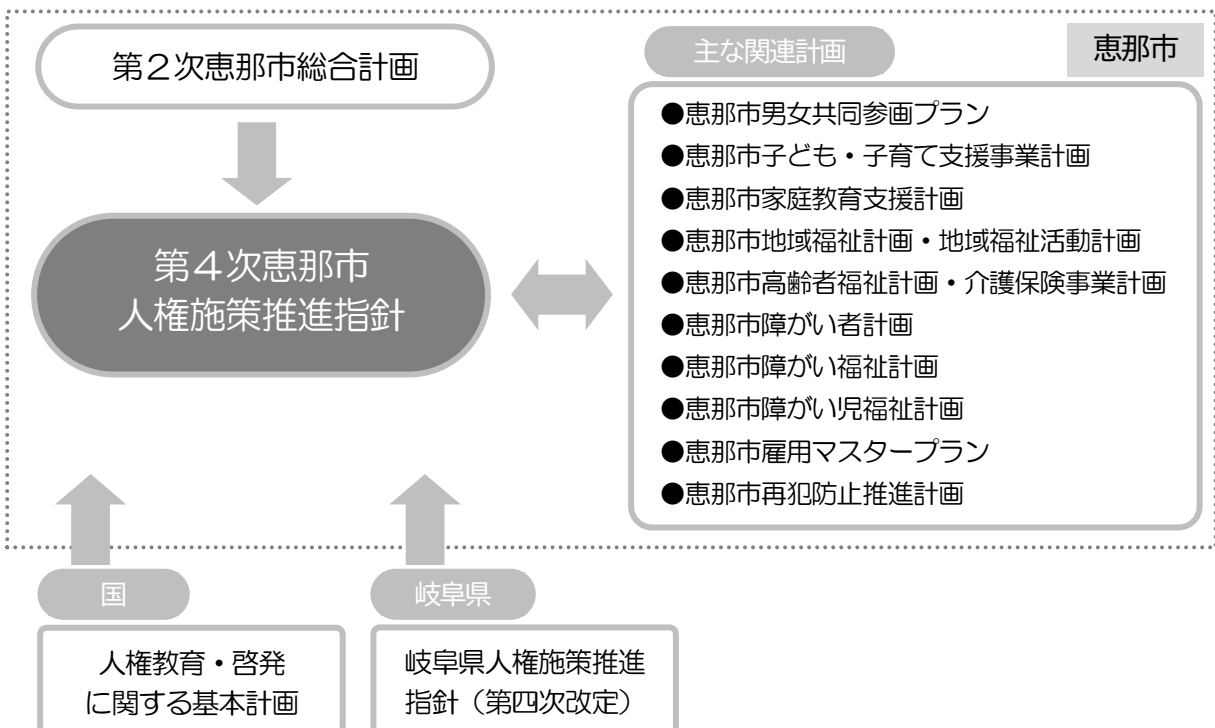
人権侵害を未然に防ぐことのほか、実際に被害を受けた人や問題を抱え悩んでいる人への対応が重要となります。教育や啓発だけでなく、人権問題に関する相談や支援の充実に取り組みます。

現在は、人権擁護機関が実施する人権相談所や本市が実施する人権相談や「恵那市福祉総合相談窓口」において複合的な課題への相談に対応しています。今後、さらなる人権課題の多様化・複雑化にともない、より適切に対応できる相談・支援体制の充実や強化を図ることを目指します。相談機関相互における連携や情報共有を進めるとともに、相談員、人権にかかわる業務従事者の資質向上に努めていきます。

3 指針の位置づけ

本指針は、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき策定し、国や県の関連計画とも整合を図ります。

また、本市の最上位計画である「第2次恵那市総合計画」をはじめ、各個別計画とも整合を図って策定します。



4 指針の期間

本指針の期間は、令和5年度から令和9年度までの5か年間です。最終年度である令和9年度には、市民アンケートや社会潮流を踏まえて指針の見直しを行い、新たな指針を策定します。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	第3次指針		第4次恵那市 人権施策推進指針					第5次指針	

5 指針の体系図

基本理念	一人ひとりが人権尊重を理解し、互いに認め合い、共に支え合う共生社会のまち 恵那
基本的な視点	<ul style="list-style-type: none"> ●人権意識の醸成 ●生活環境の整備 ●誰もが共存できる社会づくり ●相談・支援体制の充実
基本的施策の推進	
1 人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■学校などにおける人権教育の推進 ■社会教育・生涯学習を通じた人権教育の推進 ■家庭教育を通じた人権教育の推進
2 人権啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■市民への人権啓発 ■メディアなどを活用した人権啓発 ■企業などへの人権啓発
3 相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■相談体制の充実 ■相談員の質の向上 ■居場所の充実 ■見守り体制の強化 ■一時的な保護施設の確保
4 人権にかかわりの深い分野の職員に対する研修実施	<ul style="list-style-type: none"> ■行政職員への研修実施 ■若手職員（新規採用職員含む）への研修実施 ■教職員への研修実施 ■医療・福祉関係職員への研修実施 ■保育教諭への研修実施 ■消防職員への研修実施
分野別人権施策の推進	
1 女性の人権	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同・男女平等意識、性の尊重に関する教育・啓発の促進 ■多様な生き方が選択できる条件の整備 ■あらゆる暴力から女性を守るための相談・支援体制の充実
2 子どもの人権	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの包括的な人権を尊重する教育・啓発の推進 ■子育て支援や虐待防止に対する取り組みの推進 ■いじめや不登校などに対する取り組みの推進 ■子どもの健全育成環境の整備
3 高齢者の人権	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者への理解を深める教育・啓発の推進 ■高齢者の権利擁護の推進 ■高齢者の防犯意識の向上 ■高齢者の社会参加と交流による生きがいづくりの推進 ■高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備 ■保健福祉サービスの充実
4 障がい者の人権	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい者への理解を深める教育・啓発の推進 ■地域生活への支援の充実 ■障がい者の権利擁護の推進 ■障がい者が安心して暮らせる生活環境の整備 ■自立と社会参加の促進 ■障がい者のための相談や情報提供の充実
5 部落差別(同和問題)の解消	<ul style="list-style-type: none"> ■問題解決に向けた教育・啓発の推進 ■相談体制の充実 ■公正な採用選考の推進 ■人権侵害事案への対応 ■えせ同和行為の根絶
6 インターネット上の人権侵害	<ul style="list-style-type: none"> ■情報収集や発信における個人の責任や情報モラルの理解の促進 ■人権侵害情報の削除要請 ■相談・支援の充実
7 外国人の人権	<ul style="list-style-type: none"> ■国際理解の促進と多文化共生の心の育成 ■学校教育における国際理解教育の推進 ■外国人に対する相談体制の充実
8 感染症患者等の人権	<ul style="list-style-type: none"> ■相談・支援体制の充実 ■正しい知識の普及 ■人権に配慮した保健医療の推進
9 犯罪や非行をした人々の人権	<ul style="list-style-type: none"> ■犯罪等をした人々の社会復帰の支援及び犯罪等防止に関する啓発の推進 ■相談・支援体制の充実 ■高年齢または障がい者への支援 ■住居・就労の確保
10 犯罪被害者等の人権	<ul style="list-style-type: none"> ■相談窓口の充実 ■犯罪被害者等への支援
11 性的指向・性自認を理由とする偏見・差別を受ける人々の人権	<ul style="list-style-type: none"> ■性的指向・性自認に対する教育 ■性的指向・性自認に対する啓発
12 その他の人権	<ul style="list-style-type: none"> ■災害に伴う人権問題 ■ホームレス ■北朝鮮当局による拉致問題等 ■働く人 ■アイヌの人々 ■人身取引

第4章 基本的施策の推進

1 人権教育の推進

現状・課題

人権意識が尊重された社会を実現するには、市民一人ひとりが人権に関する基本的な考えを身につけ、思いやりのある心を育むことが必要です。そのためには、あらゆる人々の権利について理解を促進する人権教育の推進が大切です。幼児期から生涯にわたって、学校・家庭・地域等のあらゆる場面で効果的な人権教育が行われることが求められます。

本市では、「第2次恵那市総合計画」において、市民一人ひとりが人権に関心を持ち正しい理解と認識を深めるため、学校や社会教育、生涯学習^{*}を通じ人権教育を推進しています。

令和3（2021）年度に実施した人権に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）では、人権問題の理解促進にあたり効果的なことについては、「学校での人権教育」が最も高くなっています。（7ページ参照）特に幼少期から人権尊重の意識を育むことで、差別や偏見のない社会をつくることが求められます。

推進施策

施策の方向	具体的な施策	担当課
① 学校などにおける人権教育の推進	こども園・保育園・幼稚園において、体験学習を通じ、幼児期にふさわしい道徳性を養い、心の充実と主体性の発揮に取り組みます。	幼児教育課
	地域との交流を図り、人とふれあう機会を通じて、高齢者、障がい者、性差、医療をめぐるさまざまな人権感覚の向上を図ります。	学校教育課
	情報モラル教育を推進し、インターネット上での差別や誹謗中傷をなくすため、PTA等保護者と協力しながら、「いじめ対策」「命の教育」に取り組みます。	学校教育課
	ALT（外国語指導助手）の活用や国際交流協会・観光協会と連携し、外国人と児童生徒がふれあう機会を多く作り、国際的な人権感覚の向上を図ります。	学校教育課
	県が実施する人権週間や「ひびきあいの日」を通して、人権にかかわる各種の取り組みを行い、児童生徒の「思いやりの心」「自尊感情」を育てます。	学校教育課
② 社会教育・生涯学習を通じた人権教育の推進	多種多様な分野にわたり、人権コンサートや講演会を実施し、さまざまな機会を通じて市民に参加を呼びかけるとともに、人権意識の醸成に取り組みます。	生涯学習課
	市民に身近なコミュニティセンター（公民館）や図書館において、資料を整え、人権学習を進める機会や環境づくりに努めます。	生涯学習課
	少年センター指導員研修会に、市青少年育成市民会議や同町民会議、各校PTAのほか、人権擁護委員 [*] 、保護司 [*] 、民生委員・児童委員 [*] への参加を促し、人権教育の推進における啓発と連携に努めます。	生涯学習課

施策の方向		具体的な施策	担当課
③	家庭教育を通じた人権教育の推進	子育てに対する自信や対処能力を持つことができる情報交流・相談の場を提供します。	生涯学習課
		子どもたちが、新たな時代を主体的に生き抜く能力・意欲・個性を育むために、家庭や地域の協力向上のための学習機会を提供します。	生涯学習課
		子育てについて悩みや不安を解消するため、親同士の交流や地域との結びつきを深める機会を創出し、親の育ちを支援します。	生涯学習課
		心豊かでたくましい子どもを社会全体で育てるため、地域の協力を得てさまざまな体験・学習活動や地域住民との交流活動を行います。	生涯学習課

2 人権啓発の推進

現状・課題

すべての市民が人権に対する正しい認識を持つには、人権問題を自分ごととして考えることが大切です。そのためには、人権問題について考える機会がない人に対する働きかけが必要であり、人権教育だけでなく、あらゆる場面で人権意識を高めていく啓発活動が求められます。

本市では、さまざまな機会を通じて市民への人権啓発を行うとともに、企業との連携や多様なメディアを活用して啓発活動を進めています。

今後も、市民一人ひとりが人権尊重の重要性を認識し、配慮の行きとどいた言動や行動へ結びつけられるよう、効果的な人権啓発が求められます。

推進施策

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	市民への人権啓発	岐阜地方法務局・東濃各市と協力して東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会において、人権啓発を進めます。	社会福祉課
		2年毎に、市内の学校において「人権の花活動」を実施します。	社会福祉課 学校教育課
		人権啓発を目的に、啓発用ボールペンなどを作成し、広く市民に対して人権啓発を行います。	社会福祉課 生涯学習課
		人権週間（12月4日～10日）において、人権課題に関する積極的な啓発活動を推進します。	社会福祉課 学校教育課
②	企業などへの人権啓発	恵那市内企業の人事担当者と、市内を含む近隣の高等学校進路指導担当教諭において、情報交換を図るとともに、公正な採用選考、全国高等学校統一応募用紙の使用、面接時には本人に責任のない事項については質問をしないなどの周知徹底を推進します。	商工課
		啓発リーダーの養成を目的に、恵那商工会議所や恵那市恵南商工会などと連携して、研修会や講演会の実施に取り組みます。	商工課
		企業などへの啓発資料の配布や情報提供、講師派遣などの支援に努めます。	商工課
③	メディアなどを活用した人権啓発	人権週間に市のウェブサイトや広報紙、市公式アプリ「え～なび」や動画配信など、さまざまなメディアを活用し人権啓発に関する情報を掲載します。	総務課 社会福祉課

3 相談・支援体制の充実

現状・課題

市民の人権が侵害された際には、解決に向けたさまざまな施策や専門的な助言により、早期に保護や自立支援に適切につなげることが求められます。そのためには、人権侵害にあった際の相談体制が整備され、市民に認知されていることが大切です。

また、生活困窮やひきこもり^{*}、社会的孤立など、複合的な問題や既存の支援制度の対象とならない制度の狭間の問題など、新たな課題が顕在化する中で、人権課題も多様化・複雑化しており、きめ細やかで包括的な支援が求められます。

本市では、人権擁護委員や、法務局、県等と連携した相談体制を整備するとともに、相談員の資質の向上を図っています。また、虐待や暴力に対する緊急的な対応がとられています。

アンケート調査では、自分や自分の家族が人権侵害を受けたと感じたことについては『感じたことがある』が約2割となっており、その内容は「あらぬ噂、他人からの悪口・陰口」が最も高くなっています。また、人権侵害を受けた場合の対応については、「家族に相談をする」「警察に相談をする」が高くなっていますが、経年比較すると、「県や市役所等公的機関に相談をする」が増加しています。（6ページ参照）人権被害を受けた際に適切な支援にむすびつけられるような相談体制の整備が求められます。

推進施策

施策の方向	具体的な施策	担当課
① 相談体制の充実	人権擁護委員による人権相談を、市内全地域で実施します。	社会福祉課
	相談内容が広がり複雑化する人権課題などを迅速かつ適切に対応するため、関係機関との連携や専門研修に参加するなどし、相談者の心に寄り添った対応の充実に図ります。	社会福祉課
	法務局や県をはじめ、専門的な相談機関との連携を図り、情報交換などを通じて相談機能の充実に努めます。	社会福祉課
	総合相談窓口を設置するとともに情報媒体を活用した相談体制を検討します。また気軽に相談できるよう、相談事業の周知啓発に取り組みます。	社会福祉課
② 見守り体制の強化	子ども・高齢者・障がい者などに対する虐待防止に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、地域での見守り体制の構築に取り組みます。	社会福祉課 子育て支援課 高齢福祉課
③ 相談員の質の向上	研修や講演会などへの参加を促進し、相談員の人権意識と質の向上を図ります。	関係各課
④ 一時的な保護施設の確保	虐待や暴力行為などで、急を要する対応が求められる場合は、児童相談所や一時保護施設などの適切な機関等につなげていきます。	関係各課
⑤ 居場所の充実	生活困窮やひきこもり、障がいなど、課題の特性や世代を問わない、相談窓口を兼ねた居場所づくりを進めることで相談支援体制の充実に図ります。	社会福祉課

4 人権にかかわりの深い分野の職員に対する研修実施

現状・課題

質の高い人権教育や効果的な人権啓発活動を推進するには、その担い手があらゆる人権課題に対する正しい認識を持つことが大切です。行政職員、教職員、消防職員、医療・福祉関係職員等は特に人権とのかかわりが深い業務に携わるため、人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められます。

本市では、それぞれの職務にあたる職員等に向けた研修や講習会等により人権意識の高揚を図るとともに、適切な対応が実践できるような施策を進めています。

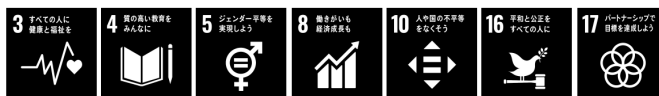
今後も人権教育や啓発、相談・支援等の充実を図るため、関係職員等が人権問題に対する高い意識を持ち、対応する相手の立場に立った行動をとれるような取り組みが求められます。

推進施策

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	行政職員への研修実施	職員研修の一環として、それぞれの担当分野において、人権関係の研修会や講演会に参加し、人権意識の向上に努めます。	総務課
②	保育教諭への研修実施	保育職場における子どもの人権擁護やハラスメント防止に向け、各自が気をつけるべき事柄や役割などを学び、保育の質と人権意識の向上に努めます。	総務課
③	若手職員（新規採用職員含む）への研修実施	ハラスメントの基本知識とハラスメントの起こる背景について理解を深める研修を行い、ハラスメントに対する正しい知識を身につけ人権意識の向上に努めます。	総務課
④	教職員への研修実施	地域ぐるみの道德教育計画訪問の場を通じ、市民と教職員の人権感覚を養います。	学校教育課
		県教育委員会主催の人権講習会を通して、管理職や教員の人権感覚の向上を図ります。	学校教育課
		校長や教頭の研修会や人権教育主任会などの研修を通して、人権教育全体計画と教育相談体制の見直しと充実を図ります。	学校教育課
		小中学校教員初任者研修において、人権に関するプログラムの受講などに取り組みます。	学校教育課
		市主催の人権講演会において、教職員やその他市民の人権意識の醸成に取り組みます。	社会福祉課 生涯学習課
⑤	消防職員への研修実施	消防職員の教育の一環として、各消防関係機関で開催される「人権に関する研修会等」に参加し、人権意識の高揚に努めます。	消防本部
⑥	医療・福祉関係職員への研修実施	児童虐待防止、DV [*] 防止のための研修実施に取り組みます。	子育て支援課
		医療職員や福祉関係職員としての心得や、利用者情報の守秘義務などについて、定期的な研修を実施します。	地域医療課 社会福祉課 高齢福祉課
		各種部会・事務長会議で患者情報を共有するとともに、患者のプライバシーや守秘義務、人権について意見交換を行います。	地域医療課

第5章 分野別人権施策の推進

1 女性の人権



現状・課題

国際的な女性の地位向上や男女平等の動きとしては、国連が中心となり取り組みを進めてきました。昭和50（1975）年の「国際婦人年」を契機に、その後10年間を「国連婦人の10年」とし、昭和54（1979）年には「女子差別撤廃条約」が採択されました。平成12（2000）年には「女性2000年会議」が開催され、女性の人権に関する成果文書が採択されています。

国では、昭和60（1985）年に「女子差別撤廃条約」の批准以降、同年に「雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）や、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会*の実現が21世紀の社会を決定する最重要課題として位置づけられました。

平成27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定され、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主に義務付けられました。さらに、令和元（2019）年に同法の改正により、義務付けの対象が拡大されました。

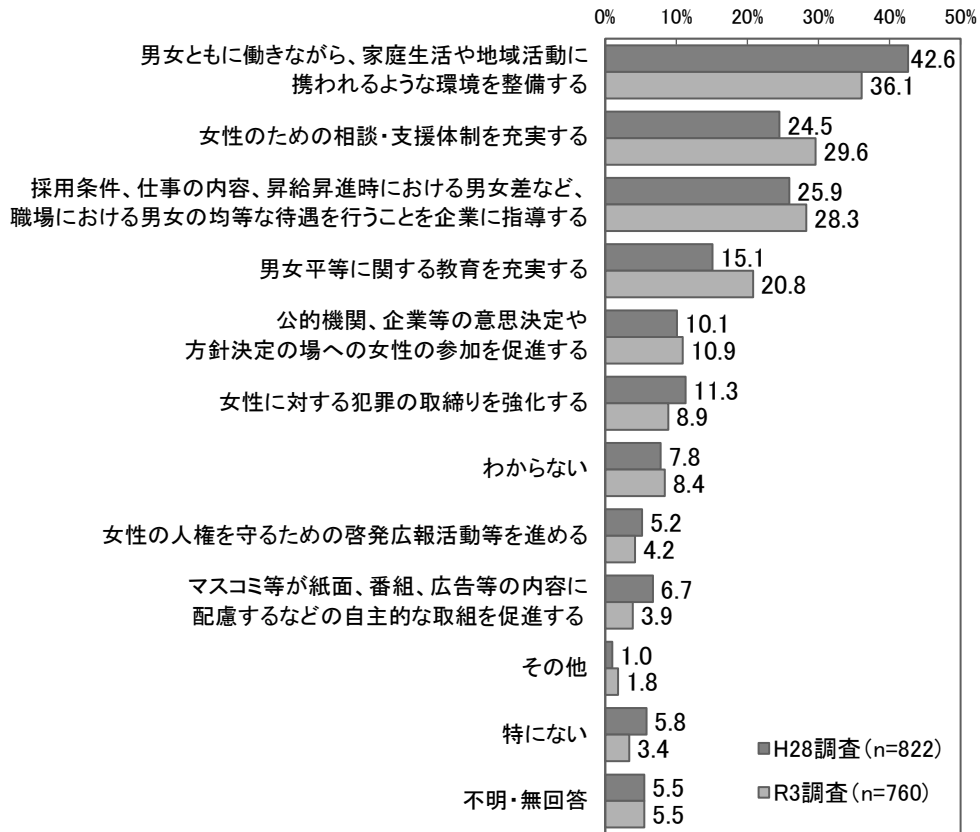
また、令和元（2020）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）、令和3（2021）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）が改正され、女性に対する暴力を防止する法制度の整備に取り組まれています。

一方で、新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中で、雇用環境の悪化やDVの深刻化、固定的性別役割分担意識を背景とした家庭生活の負担の増大など、特に女性に対して、深刻な影響を及ぼしています。

本市では、「男女共同参画プラン*」に基づき、男女共同・男女平等の意識を育む教育や啓発、ワーク・ライフ・バランス*を実現できる環境づくり、また女性への暴力を防止するための相談や支援施策が図られています。

アンケート調査では、女性の人権を守るために必要な施策は、「男女ともに働きながら、家庭生活や地域活動に携われるような環境を整備する」が最も高くなっています。職場や家庭など、あらゆる場面で男女が平等に活躍できる意識づくりや、環境づくりが求められます。

■女性の人権を守るために必要な施策

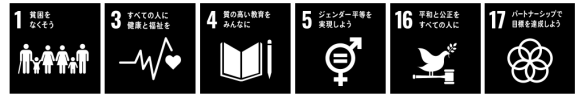


推進施策

施策の方向	具体的な施策	担当課
① 男女共同・男女平等意識、性の尊重に関する教育・啓発の促進	男女共同参画を周知啓発するため、男女共同参画プラン推進委員会と協力・連携し、さまざまな課題解決に取り組みます。また、男女共同参画意識を醸成するための学習機会を提供します。	企画課
	男性の家事・育児への参加を促すため、夫婦での子育てに対する学習機会の提供を通して、男女平等意識の醸成を図ります。	企画課 子育て支援課
	男女平等・男女共同参画に関する意識啓発のため、講座等の開催や広報紙・各種メディアを活用し、意識の普及・啓発に取り組みます。	企画課

施策の方向		具体的な施策	担当課
②	多様な生き方が選択できる条件の整備	女性のライフステージにおける「生理、妊娠、更年期」などの課題について、社会の理解啓発を進めるとともに、女性が自身のヘルスケアについて学ぶ機会づくり、生理用品の配布などによる負担軽減に取り組みます。	企画課
		恵那中央出張所（えなえーる）※を拠点に働き方や暮らし方が柔軟に選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスに対する重要性について啓発します。また、企業に対しての働きかけについても訪問などを実施し、普及啓発に努めます。	企画課
		女性の管理的分野への参画促進と、企業・団体へ女性の管理職登用を呼びかけます。	企画課
		切れ目ない継続的な子育て支援※や、子育てと就労を両立するための支援に取り組みます。	企画課 子育て支援課 商工課
③	あらゆる暴力から女性を守るための相談・支援体制の充実	配偶者などからの暴力（DV）を許さない環境づくりのため啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携し相談支援の充実を図ります。	子育て支援課
		あらゆる暴力を許さない意識づくりに向け、企業、各種団体などに対する啓発に取り組みます。また、相談先の周知に努めます。	企画課

2 子どもの人権



現状・課題

国連総会では、昭和 34（1959）年に「児童の権利に関する宣言」が採択され、「児童の最善の利益」や児童が「保護される存在」であることが提示されました。しかしながら、その後も国連には貧困による児童売買や、児童虐待などが報告されていたため、「児童の権利に関する宣言」から 20 年経過した昭和 54（1979）年を「国際児童年^{*}」とすることが採択されました。さらに平成元（1989）年には「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択され、子どもの尊厳を守り、生存、保護、発達などの権利を国際的に保障、促進することが示されています。

国では、昭和 22（1947）年に「児童福祉法」が制定され、昭和 26（1951）年には「児童憲章」が定められました。平成 6（1994）年には国連で採択された「子どもの権利条約」を批准し、子どもの最善利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意されました。その後、平成 11（1999）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）の制定、また社会変化に応じた「児童福祉法」の改正等の法整備が進んでいます。

近年では、平成 25（2013）年に「いじめ防止対策推進法」（いじめ対策法）、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策法）が制定され、現在の社会課題への対応が図られています。令和元（2019）年には「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）が改正され、親権者による児童のしつけに際して体罰を加えてはならないなどの児童の権利擁護^{*}や、児童相談所の体制強化、関係機関間の連携強化について規定されました。

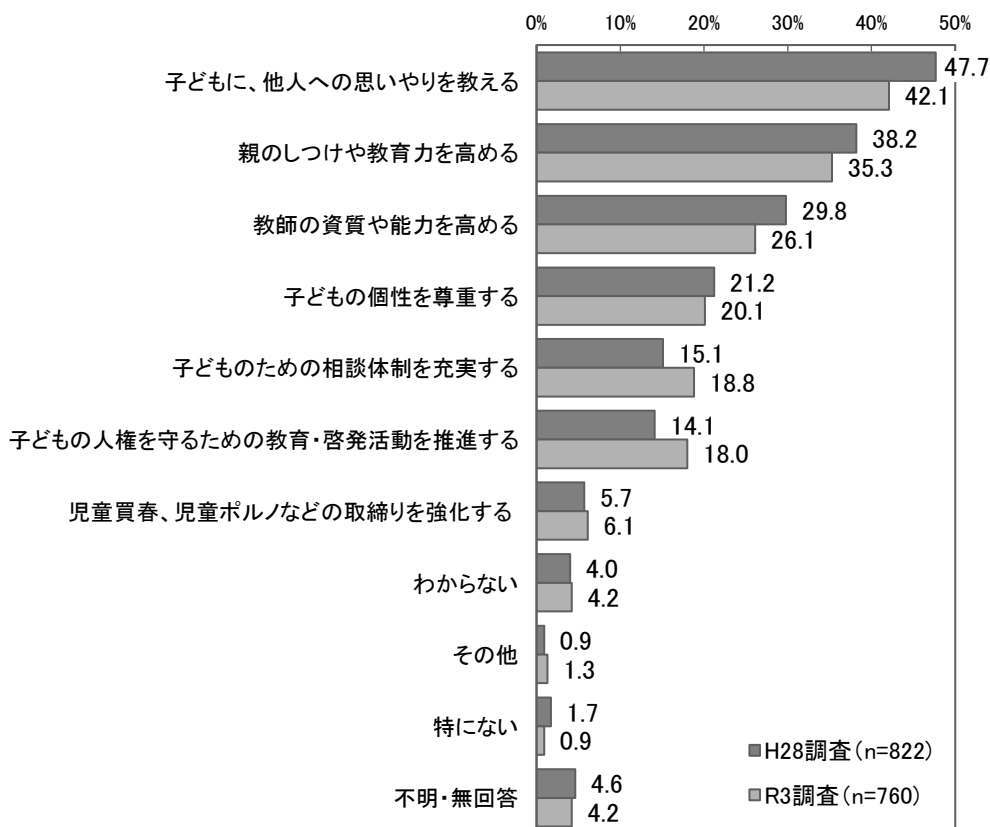
しかし、いじめ、不登校、ヤングケアラー、ひきこもり、貧困、虐待や児童ポルノ^{*}など子どもたちを取り巻く環境は、ますます厳しくなっており、深刻な社会問題となっています。

令和 4（2022）年 6 月には、子どもの権利を包括的に保障し、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が制定され、令和 5（2023）年 4 月から施行されます。

本市では、平成 27（2015）年に「子ども・子育て支援事業計画」、令和 2（2020）年に「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域、教育機関等と協力して子どもや子育て支援に関する施策を推進してきました。

アンケート調査では、子どもの人権を守るために必要な施策は、「子どもに、他人への思いやりを教える」が最も高くなっています。また、人権侵害への相談や救済等に必要なものについては、「児童虐待やドメスティック・バイオレンス（暴力行為）などからの緊急避難施設」が最も高くなっています。（7 ページ参照）いじめや虐待等から子どもを保護するため、幼少期から思いやりの心を学校や家庭で育む取り組みや、支援体制の整備が求められます。

■子どもの人権を守るために必要な施策



推進施策

施策の方向	具体的な施策	担当課
① 子どもの包括的な人権を尊重する教育・啓発の推進	道徳の授業を中心に、地域の有識者を招き、講話会を開催する等、地域住民と協働しながら人権教育を推進します。	学校教育課
	県が実施する人権週間「ひびきあいの日」を通して、人権にかかわる各種取り組みを行い、人権意識向上に努めます。	学校教育課
	「1家庭1ボランティア※」の活動を啓発し、児童生徒への人権啓発と人権感覚の育成に取り組みます。	学校教育課
	青少年育成市民会議や同町民会議などと連携し、子どもの健全な育成を目指し、事業の推進を図ります。	生涯学習課
	人権擁護委員と連携し、市内こども園等を対象とした人権教室を実施し、紙芝居や歌を通して人権を尊重する心の育成を図ります。	社会福祉課
② 子育て支援や虐待防止に対する取り組みの推進	「東濃地域こども虐待防止研修会」など、民生委員・児童委員の研修会への参加を促し、人権について理解の促進を図ります。	社会福祉課
	「恵那市要保護児童及びDV防止対策地域協議会」を開催し、関係機関との連携を図り、必要に応じた適切なサービス提供や支援を行います。	子育て支援課

施策の方向	具体的な施策	担当課
③ いじめや不登校など に対する取り組みの 推進	子育て支援課に家庭児童相談員を2名配置し、いじめや不登校、児童虐待、養育に関する相談対応に取り組みます。	子育て支援課
	相談窓口をはじめ、関係機関などとの連携を図り、支援体制の強化に努めるとともに、効果的な支援を実施します。	子育て支援課
	いじめ問題に対する早期発見・早期対応だけでなく未然防止に重点を置いたさらなる取り組みの充実を図るため、生徒指導の手引き「いじめの未然防止のために」を活用し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる取り組みの推進に努めます。	学校教育課
	スクールカウンセラーや教育相談員による児童生徒へのカウンセリングや、教員・保護者への助言・援助に取り組みます。	学校教育課
	各学校の「いじめ防止基本方針」を踏まえたアンケートを行うなどして情報収集し、いじめ防止と早期発見・早期対応に努めます。	学校教育課
	教育・発達支援センターの設置により、専門職による教育相談や家庭訪問の強化や、センター内の教育支援室における不登校の児童生徒の学習及び体験活動の機会の確保、社会的自立のための支援を実施します。	学校教育課
④ 子どもの健全育成 環境の整備	学校でのいじめなど、家族や先生に相談できない子どもからの相談を受け付ける「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、学校や関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐるさまざまな人権問題の解決に当たります。	社会福祉課
	育児支援ヘルパー派遣事業を実施し、育児の援助や技術指導などの家庭訪問を行います。	子育て支援課
	新生児等とその保護者宅を助産師、保健師が訪問し、発育や育児などに関する相談に応じ、助言を行います。	子育て支援課 健幸推進課

3 高齢者の人権



現状・課題

我が国の高齢化は進行しており、令和2（2020）年10月1日現在では高齢化率^{*}が28.6%となっています。また、団塊の世代の方々がすべて75歳となる2025年には、75歳以上の人口が全人口の約18%となり、2040年には65歳以上の人口が全人口の約35%となると推計されています。

国連では、昭和57（1982）年に第1回高齢者問題世界会議を開催し、「高齢化に関するウィーン国際行動計画」が採択されました。平成3（1991）年には「高齢者のための国連原則」が採択され、自立、参加、ケア、自己実現、尊厳の5つの領域における高齢者の地位について普遍的な基準が設定されています。平成4（1992）年には国連総会において、平成11（1999）年を「国際高齢者年」とする決議がされました。

国では、平成7（1995）年に「高齢社会対策基本法」、平成11（1999）年に「成年後見制度^{*}」、平成17（2005）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が制定され、高齢者が尊厳を保ち、地域の中で安心して過ごせる社会を実現するための法整備が進められました。また、平成12（2000）年には「介護保険制度^{*}」が導入され、社会全体で高齢者を支える仕組みづくりが進められています。

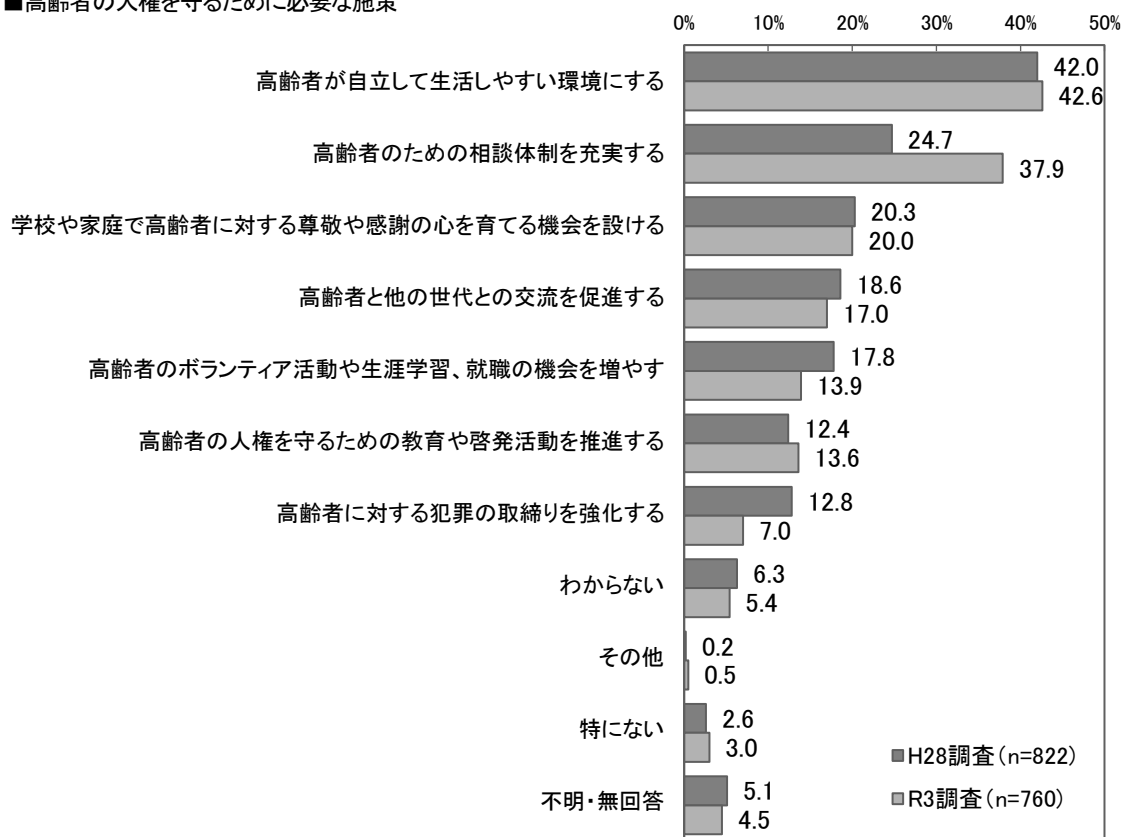
また、ひとり暮らし高齢者や認知症^{*}高齢者の増加、家族等の介護負担の増大などの課題に対応するため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して生活できるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の支援を包括的に進める「地域包括ケアシステム^{*}」を構築・深化することがいっそう重要となっています。

令和2（2020）年の国勢調査によると、本市の高齢化率は35.3%であり、今後も高齢化の進行が見込まれます。本市では、3年ごとに「高齢者福祉計画・介護保険事業計画^{*}」の見直し・策定を進めており、高齢者福祉全般にわたって多様な施策を展開しています。また、高齢者の人権擁護施策として、認知症等への理解促進や権利擁護、虐待防止等の施策を進めています。

アンケート調査では、人権課題の中で関心を持っているものについては、「高齢者」が「障がい者」に次いで高くなっています。（5ページ参照）

高齢者の人権を守るために必要な施策については「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」が最も高くなっています。高齢者の自立と尊厳を守るための意識づくりや、安心して暮らせるためのさまざまな支援が求められます。

■高齢者の人権を守るために必要な施策



推進施策

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	高齢者への理解を深める教育・啓発の推進	地域のこども園・保育園・幼稚園の園児、学校の児童生徒による福祉施設への訪問や、祖父母参観、高齢者自身のボランティア活動への参加を促し、世代間交流を図ります。	高齢福祉課 学校教育課 幼児教育課
②	保健福祉サービスの充実	地域包括支援センターに寄せられた困難事例について、地域ケア個別会議※等で関係機関と連携・協議し、必要に応じた適切なサービスの提供や支援を行います。	高齢福祉課
		高齢化率の上昇にともない、高齢者を取り巻く状況が大きく変化する中、今後支援を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、恵南包括支援センターを設置するなど、相談支援体制の充実と強化を図ります。	高齢福祉課
		介護が必要になっても地域で暮らせるよう、介護に関する相談や関係機関との連絡・調整を行います。	高齢福祉課
③	高齢者の権利擁護の推進	認知症サポーター※養成講座やフォローアップ研修の開催及び周知啓発に取り組み、認知症高齢者への理解促進と、幅広い世代や分野へのサポーターの拡大を図ります。	高齢福祉課
		成年後見センターと連携し、成年後見制度利用の周知と適切な活用の支援に取り組みます。	高齢福祉課

施策の方向		具体的な施策	担当課
③	高齢者の権利擁護の推進	地域の各種団体における高齢者支援について、団体間相互の連携を支援し、高齢者を地域で支え合う体制の強化に努めます。	社会福祉課
		高齢者虐待の通報義務について、壮健クラブや民生委員・児童委員、介護保険サービス事業者などへ周知啓発を行います。	高齢福祉課
		患那市高齢者虐待防止マニュアルを活用し、高齢者の安全確保を最優先に、迅速かつ適切な保護の実施と、養護者に対する支援につなげるための仕組みを強化します。	高齢福祉課
④	高齢者の防犯意識の向上	高齢者の消費者被害などの未然・拡大防止のため、関係者・関係機関との情報交換を行い、必要に応じて広報紙や防災行政無線、音声告知器、市民メールなどを活用し、周知啓発を行います。	高齢福祉課 危機管理課
⑤	高齢者の社会参加と交流による生きがいの推進	シルバー人材センター※を通じて多様な就業機会を提供し、高齢者が長年培ってきた能力・知識・技能を生かして地域の活性化のために貢献し、高齢者の生きがいや健康維持を図るための支援を行います。	高齢福祉課
		生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりを3本の柱とし、相互に支え合いながら積極的に社会参加に取り組めるよう、壮健クラブの増強を図ります。また、交通安全の活動や登下校の児童の見守り、地域の環境美化活動など、地域に貢献するための活動を活発化し、いきいきと元気に活躍する高齢者を支援します。	高齢福祉課
⑥	高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備	「地域公共交通計画」に基づき、利用しやすい交通体系の見直しを行います。また、交通に関する困りごとを電話やWEBシステムで相談できる「患那市交通コンシェルジュ」を活用して安心して出かけられる環境を整備します。	交通政策課
		訪問販売トラブルや悪徳商法被害、多重債務などの消費者問題について窓口を設け、相談対応に取り組みます。	商工課
		緊急時に支援を必要とする高齢者に対し、緊急通報システム※発信機を利用し、消防本部で通報を受け、火災・救急及び救助活動を行います。また、設置に向けた周知啓発を行います。	高齢福祉課 消防本部

4 障がい者の人権



現状・課題

国連では、昭和 56（1981）年に障がい者の社会生活への「完全参加と平等^{*}」を理念とした「国際障害者年」を決議したことをきっかけに、翌年「障害者に関する世界行動計画」が定められ、昭和 58（1983）年からの 10 年間を「国連・障害者の 10 年」と宣言しました。また、平成 18（2006）年には「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約^{*}）を採択し、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする」ことを国際的原則であると示して、各国への障がい者施策の取り組みの強化を求めています。

国では、平成 21（2009）年に「障がい者制度改革推進本部」が設置されて以降、「障害者権利条約」の批准に向けて、さまざまな法整備が進められました。平成 23（2011）年には「障害者基本法」が改正され、障がいの定義の見直し及び社会的障壁の除去に重点が置かれました。平成 24（2012）年には「障害者自立支援法」を改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が成立し、障がい者について、「基本的人権を享有する個人として尊厳される」ことが示されました。その他、平成 23（2011）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、平成 25（2013）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、平成 26（2014）年に「障害者権利条約」を批准することとなりました。さらに、令和元（2020）年には、障がいのある人の就業機会の拡大を目的とする「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の改正、令和 3（2021）年には、障がいのある人への合理的配慮^{*}の提供を民間の事業者にも義務付けることや、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化を目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の改正が行われました。令和 4（2022）年には、すべての障がいのある人が、あらゆる分野の活動に参加することができるよう「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が制定されました。

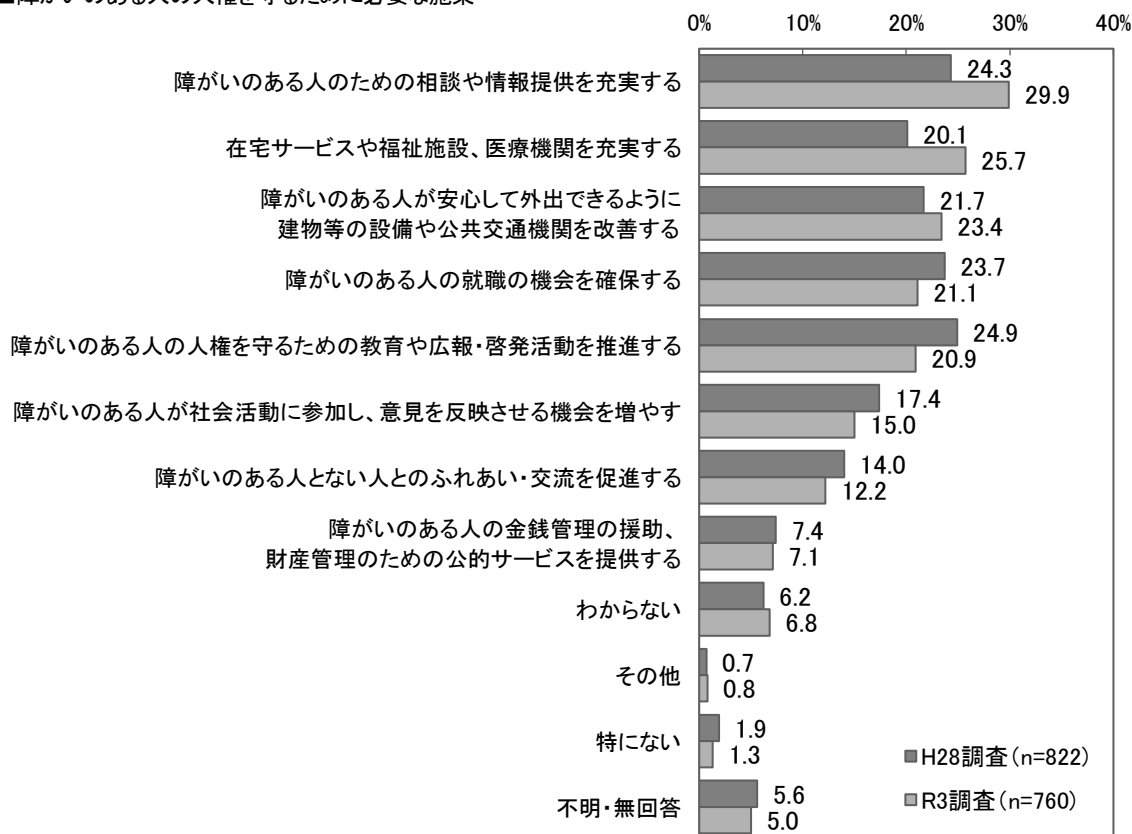
本市では、「障がい者計画^{*}」「障がい福祉計画^{*}」「障がい児福祉計画^{*}」の策定・見直しを行っており、障がいへの理解促進や権利擁護、自立や生活支援の施策に取り組んでいます。障害者手帳所持者数は減少していますが、知的障がい、精神障がい、内部障がいのある人が増加しています。これらの障がいは、外見からは分かりにくく、周囲からさまざまな誤解を受けることが多いため、市民の理解促進が必要です。

アンケート調査では、人権課題の中で関心を持っているものについては、「障がい者」が最も高くなっています。（5ページ参照）

障がいのある人の人権を守るために必要な施策は「障がいのある人のための相談や情報提供を充実する」「在宅サービスや福祉施設、医療機関を充実する」が高くなっています。

障がいへの理解促進を図る教育・啓発や、障がいのある人が地域で安心して、生きがいを持って暮らせるための相談支援や情報提供、生活支援、権利擁護等の施策の充実が求められます。

■障がいのある人の人権を守るために必要な施策



推進施策

施策の方向	具体的な施策	担当課
① 障がい者への理解を深める教育・啓発の推進	ヘルプマーク*などの障がいに関する制度の周知、障がい者との交流や講座の実施などを通じて、市民の障がいや障がい者に対する理解を深めます。	社会福祉課
	さまざまな広報媒体や関係機関が行う活動、障がい者週間や各種イベントなど幅広い啓発活動を通じて、障がいや障がい者に関する理解と関心を高めます。	社会福祉課
	障がいについて理解し、支え合いの心を養うため、こども園・保育園・幼稚園、小中学校での施設訪問を含む福祉教育を推進します。	学校教育課 幼児教育課
	障がいを理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供、インクルーシブ教育*等の「障害者権利条約」の基本的な考え方について、企業、各種団体などに対して周知啓発に取り組みます。	社会福祉課
② 地域生活への支援の充実	自立支援協議会を通じて、関係機関・団体などと連携し、より質の高い福祉サービスが提供できるよう努めます。	社会福祉課
	東濃圏域地域生活支援拠点の機能の充実を図るとともに、東濃圏域の関係機関が連携し、必要な障がい福祉サービスの提供に努めます。	社会福祉課
	「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」に基づき、事業の進行管理と適正な施策の推進に取り組みます。	社会福祉課

施策の方向		具体的な施策	担当課
②	地域生活への支援の充実	障がいの特性に応じ、適切な医療に関する情報提供や連携体制の整備を図ります。	地域医療課 健幸推進課 社会福祉課
		障がい者一人ひとりがその能力に応じた適切な「居住の場」を確保できるように支援します。	社会福祉課
		障がい児者やひきこもりの人たちに地域生活支援拠点として、「ぷらっと」などの居場所や活動の場を提供し、自立支援に向けた取り組みを行います。	社会福祉課
③	自立と社会参加の促進	日常生活を送る上で必要なサービスや助成制度について周知し、利用の促進を図ります。	社会福祉課
		事業主に対し、障がい者の受入れを積極的に推進します。	社会福祉課 商工課
		職業訓練や就労定着に取り組み、一般企業や福祉サービス事業所への就労を支援します。	社会福祉課 商工課
		精神障がい者の社会参加を促進するため、サロン※事業を実施します。	社会福祉課
		日中活動の場を提供するため、ニーズに沿った障がい福祉サービスの提供体制づくりを進めます。	社会福祉課
		障がい児が日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、発達支援を行います。	子育て支援課
④	障がい者の権利擁護の推進	障がい者虐待防止センターによる障がい者虐待対応の窓口の充実と、虐待防止のPR活動に取り組みます。	社会福祉課
		判断能力の不十分な人が不利益を受けないよう、日常生活自立支援事業※や成年後見制度の利用を進め、関係機関と連携を図り支援します。	社会福祉課
⑤	障がい者のための相談や情報提供の充実	個々の状況に合わせた対応が行えるよう、障がい者相談窓口の充実を図ります。	社会福祉課
		障がい者相談員、民生委員・児童委員などの相談員活動の充実を図るとともに、ピアカウンセリング※の実施体制の構築に努めます。	社会福祉課
		障がい者のニーズに応じ、さまざまなメディアを活用して、障がい者福祉に関する情報提供に努めます。	社会福祉課
⑥	障がい者が安心して暮らせる生活環境の整備	個別避難計画※の作成や福祉避難所※の整備など、防災対策の充実や緊急・災害時の支援体制の整備、防犯対策の充実を図ります。	危機管理課 社会福祉課
		障がいがあっても自宅で生活ができるよう、住宅改修に関する相談や助成を行います。	社会福祉課
		サービス利用にかかわる送迎を各福祉サービス事業所で行うよう働きかけるとともに、「移動支援事業」や「重度障がい者福祉タクシー利用助成事業」などにより、障がい者の移動を支援します。	社会福祉課

施策の方向		具体的な施策	担当課
⑥	障がい者が安心して暮らせる生活環境の整備	手話奉仕員養成講座等による手話奉仕員の養成を図るとともに、聴覚障がい者に対して、手話通訳・要約筆記の派遣などにより、コミュニケーションの支援を行います。	社会福祉課
		公共施設などの改修・新設時には、障がいのある人もない人も利用がしやすいよう、障がい者を含めた住民のニーズを把握した上で、バリアフリー化（スロープ、エレベーター、音声案内装置、点字ブロック及びバリアフリースイッチなど）・ユニバーサルデザインを推進します。	社会福祉課 建築住宅課

5 部落差別(同和問題)の解消



現状・課題

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程でつくられた身分的差別であり、日本固有の人権問題です。生まれ育った地域によって、日常生活や結婚、就職などさまざまな場面で不当に差別を受け基本的人権が侵害されることが、今なお重大な問題となっています。

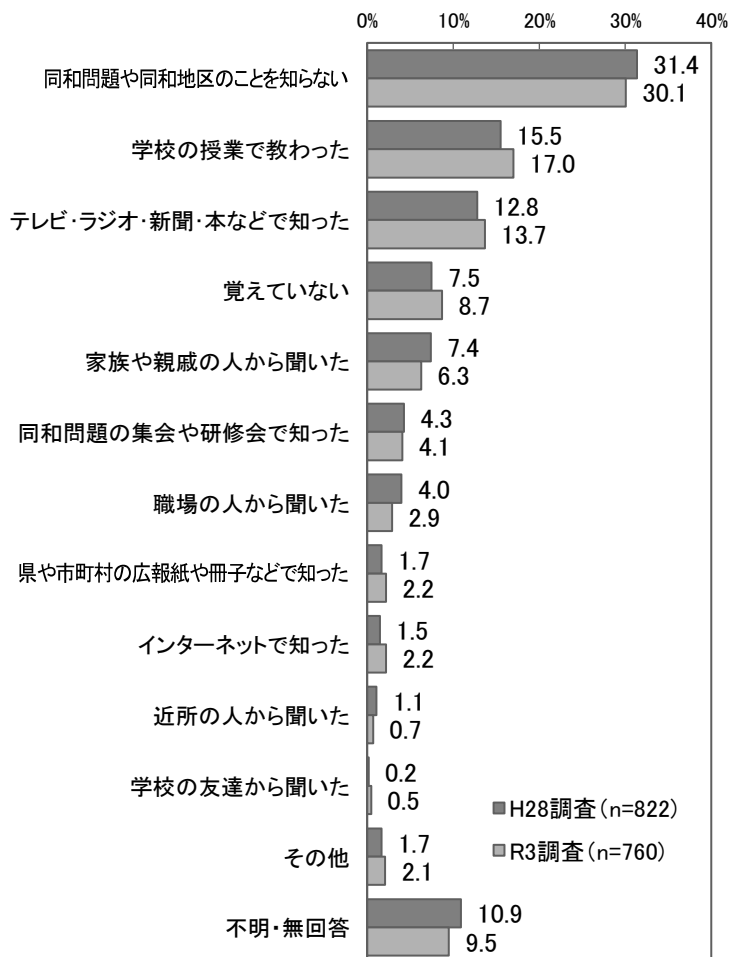
国の部落差別問題対策では、昭和 40（1965）年に出された同和对策審議会の答申で、「同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置づけられ、昭和 44（1969）年に「同和对策事業特別措置法」（同対法）が制定されました。その後も昭和 57（1982）年に「地域改善対策特別措置法」（地対法）、昭和 62（1987）年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が「同対法」の名称を変えて成立し、地域改善対策特定事業が進められてきました。平成 14（2002）年には同和对策事業を特別対策として位置づけた法律が失効し、一般対策に移行しましたが、部落差別（同和問題）に関する教育・啓発活動で積みあげられた成果等を踏まえて部落差別（同和問題）を重要な人権問題のひとつとして捉え、積極的に取り組みを推進することが求められます。

また、インターネット上での同和地区出身者を差別する発言や、部落差別（同和問題）への誤った意識を植え付ける「えせ同和行為^{*}」が、今なお問題となっています。平成 28（2016）年には「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が制定され、相談体制の充実、教育及び啓発を国の責務として定め、地方公共団体では地域の実情に応じた施策を講じるよう努めることと定められました。

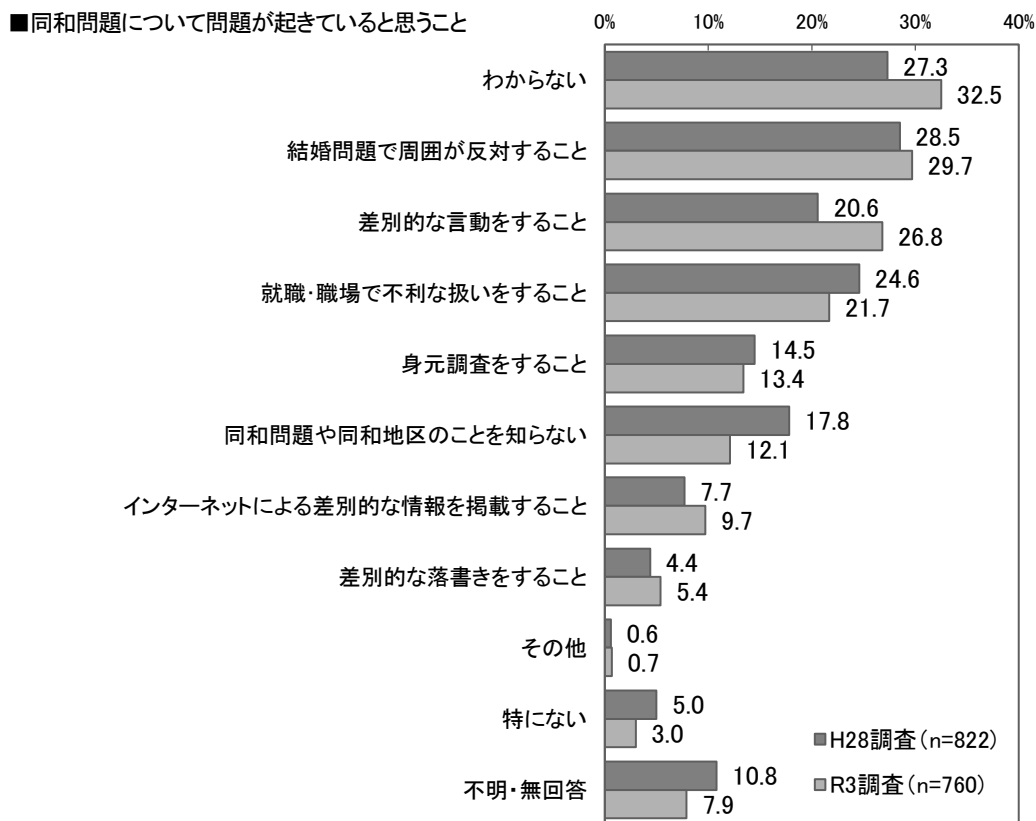
本市では、部落差別（同和問題）や「えせ同和行為」に対する正しい知識を普及啓発する活動を進めるとともに、就労等において差別がないよう働きかけを行っています。また、住民票の写しや戸籍などの証明書の不正取得により、個人の権利が侵害されることを防止・抑制することを目的として、平成 25（2013）年 3 月 1 日から事前に登録した人へ、証明書が代理人や第三者に取得された事実を通知する「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」を導入しています。

アンケート調査では、同和問題や同和地区の認知や知ったきっかけについて、「同和問題や同和地区のことを知らない」が最も高くなっています。一方、年齢区分別では、20～49 歳で「学校の授業で教わった」が高くなっています。

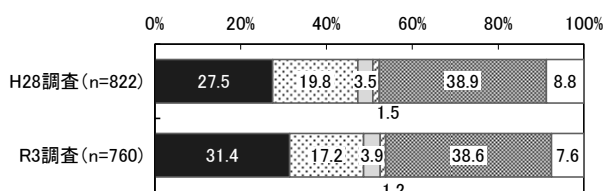
■ 同和問題や同和地区の認知や知ったきっかけ



同和問題について問題が起きていると思うことについては、「結婚問題で周囲が反対すること」「わからない」が高くなっています。また、子どもが同和地区出身の人との結婚を希望したときの考えや、同和問題についての考えについては「わからない」が最も高くなっています。人権教育や啓発活動を通じて日本固有の重大な人権問題である部落差別（同和問題）について伝え、認識を高めるとともに、「部落差別解消法」に対する正しい理解を促進するための取り組みが求められます。

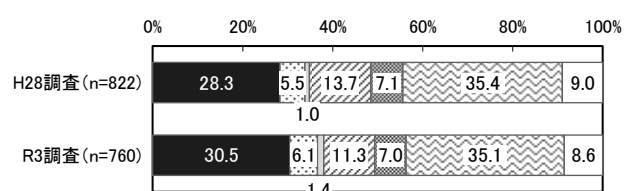


■ 子どもが同和地区出身の人との結婚を希望したときの考え



- 同和地区出身の人であるかないかは関係なく祝福する
- ▨ 自分としてはこだわりがあるが、子どもの意思を尊重して認める
- ▩ 家族などからの反対があれば認めない
- ▧ 絶対認めない
- ▦ わからない
- 不明・無回答

■ 同和問題についての考え



- 人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい
- ▨ とても難しい問題なので、できるだけ避けていきたい
- ▩ 同和地区の人々の問題であり、自分には関係ない
- ▧ あまりさわがず、そっとしておけばよい
- ▦ 特に関心はない
- ▧ わからない
- 不明・無回答

推進施策

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	問題解決に向けた教育・啓発の推進	人権・部落差別（同和問題）に関する講演会や研修会などに、行政職員ならびに教職員、一般市民の積極的な参画を進め、支援者や指導者の立場にあたる者の人権意識を高めます。	総務課 社会福祉課 学校教育課 生涯学習課
		市主催の人権・部落差別（同和問題）に関する講演会などを開催し、市民の人権意識の醸成や「部落差別解消法」に対する正しい理解の促進に取り組みます。	生涯学習課
		人権主任教育研究会において、講演会等を実施し、教職員の人権意識を高め、差別や偏見を生まない確かな人権感覚を養う学校づくりに取り組みます。	学校教育課
		ポスターの掲示やパンフレットなどの啓発用品の配布をはじめ、広報紙やホームページ、動画配信などさまざまな媒体により、「部落差別解消法」に対する正しい認識と理解の促進を図ります。	社会福祉課
		東濃地区同和問題啓発協議会（多治見市、土岐市、瑞浪市、中津川市、恵那市）により、市域を超えて連携した部落差別（同和問題）の理解の促進に努めます。	社会福祉課
		県が実施する人権週間「ひびきあいの日」を通して、人権・部落差別（同和問題）にかかわる各種取り組みを行い、人権意識向上に努めます。	学校教育課
②	相談体制の充実	市内全地域で実施する、人権擁護委員による人権相談を気軽に利用できるよう、周知啓発に取り組みます。また、福祉総合相談窓口ではすべての困りごとに対応し、法務局や県をはじめ、専門的な相談機関との連携を図り、相談機能の充実に努めます。	社会福祉課
③	人権侵害事案への対応	部落差別（同和問題）を理由とする結婚差別、就職差別、インターネット上の差別などの人権侵害事案に対して迅速に対応できるよう、毎月2回のモニタリングを実施するとともに、法務局等関係機関への情報提供や、相互の連携・協力を図ります。	社会福祉課
④	公正な採用選考の推進	企業などに対し、就職差別がないよう公正な採用選考や、本人に責任のない事項について面接時に質問をしないなどの周知徹底を図ります。	商工課
⑤	えせ同和行為の根絶	誤った部落差別（同和問題）意識を植えつけないよう、部落差別（同和問題）について正しい理解の普及に努めます。	社会福祉課
		部落差別（同和問題）に関する被害を未然に防ぐため、関係機関などとの連携に努めます。	社会福祉課

6 インターネット上の人権侵害



現状・課題

あらゆる分野で急激に情報化が進展し、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上しています。一方で、その匿名性や情報発信の容易さを悪用し、個人を誹謗・中傷する名誉やプライバシーの侵害や、差別を助長する表現の掲載、有害な情報の流布等、人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。

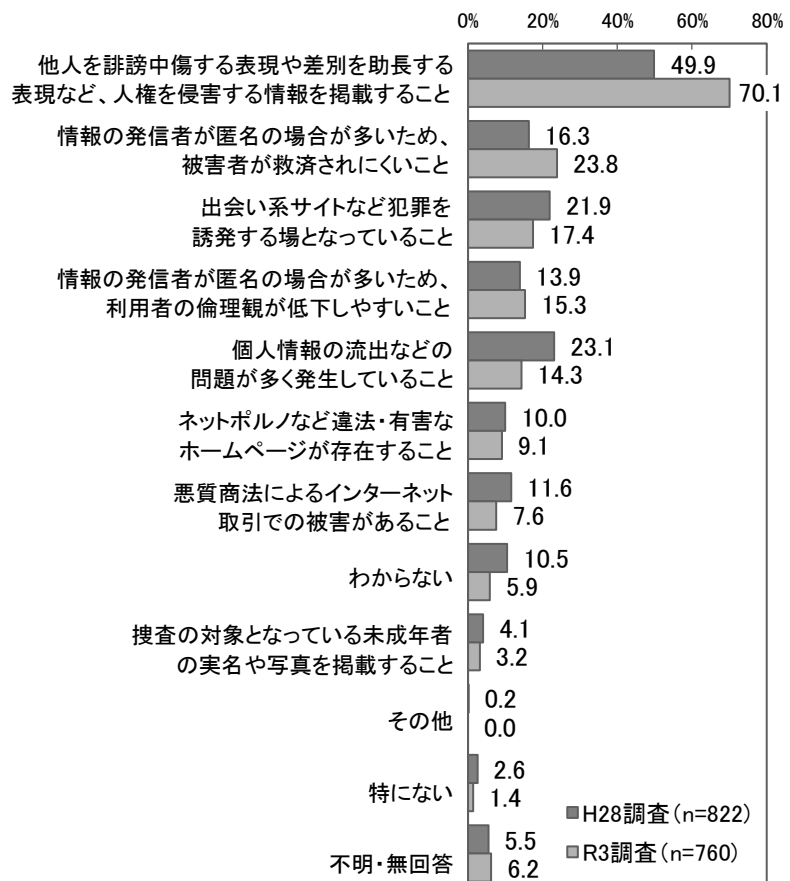
国では、平成 13（2001）年に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が制定され、インターネット上の人権侵害が起きた際の特定電気通信役務提供者における対応や責務が明らかになり、取り締まりが進められています。その後、令和 3（2021）年に一部改正が行われ、発信者情報の開示の簡易・迅速化が図られました。また、平成 21（2009）年に総務省が「違法・有害情報相談センター」を設置し、インターネット上の違法・有害情報に適切に対応するため、相談の受け付けや、対応へのアドバイス、情報提供等を行っています。

また、近年メールやSNS*を通じた子どもの性的被害が増加していることや、児童ポルノ等のサイトなど、子どもがインターネットを介して犯罪に巻き込まれる事件も多くみられます。平成 20（2008）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が制定、平成 29（2017）年に改正され、18歳未満の青少年のフィルタリングサービス*の義務付けが強化されました。

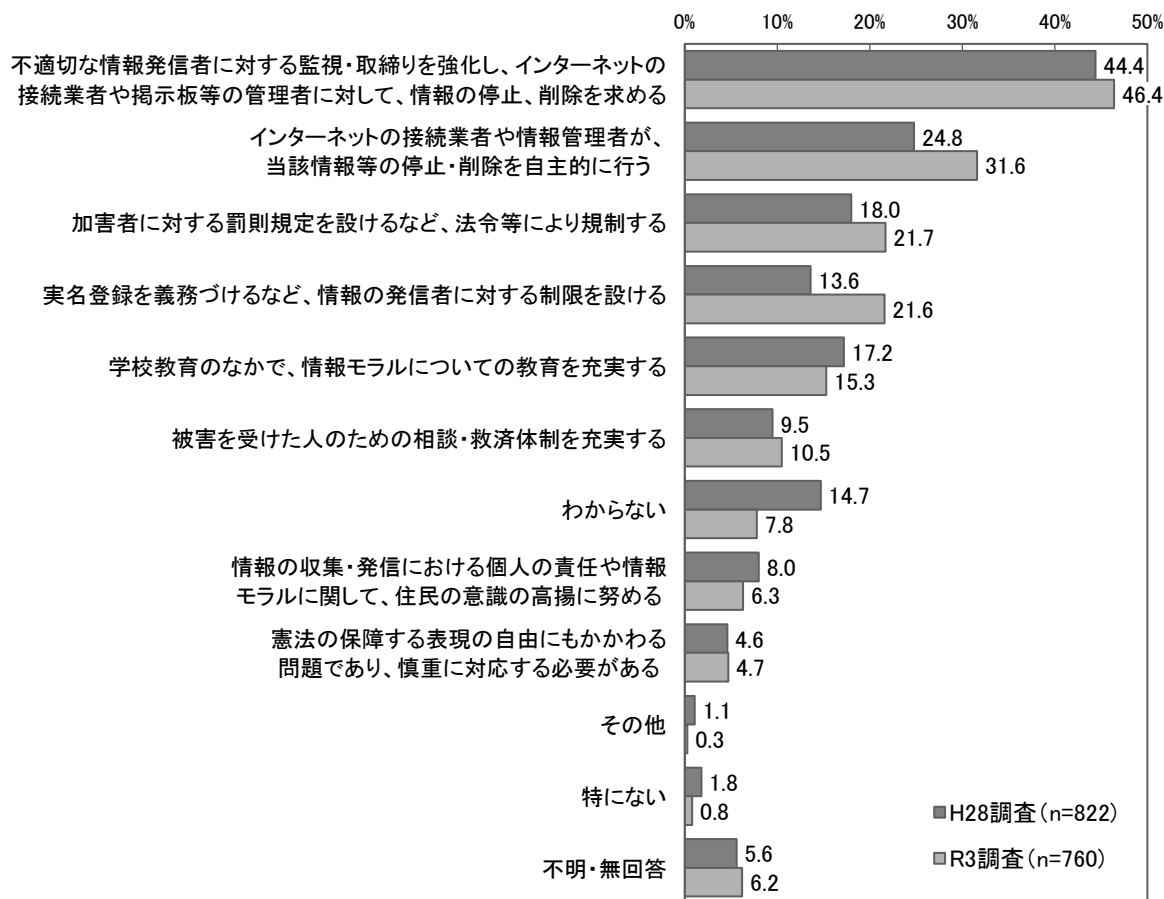
本市では、インターネットに関する人権問題に対する啓発や相談、有害サイトや人権侵害にあたる情報についての対応を行っています。

アンケート調査では、インターネットに関して人権上問題があると思うことは、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること」が最も高くなっています。インターネットを使った人権侵害を防ぐために必要な施策は、「不適切な情報発信者に対する監視・取締りを強化し、インターネットの接続業者や掲示板等の管理者に対して、情報の停止、削除を求める」が最も高くなっています。インターネットを利用する際の情報モラル等に対する意識を高める働きかけや、インターネット環境の変化に応じた人権侵害問題への対応が求められます。

■ インターネットに関して人権上問題があると思うこと



■インターネットを使った人権侵害を防ぐために必要な施策



推進施策

施策の方向	具体的な施策	担当課
① 情報収集や発信における個人の責任や情報モラルの理解の促進	教育委員会などと連携し、インターネット環境の変化に合わせて柔軟に対応し、人権問題に関する啓発活動に取り組みます。	情報政策課
	スマートフォン等インターネットを利用するにあたって、気をつけることや知っておくべきことを学び、正しい情報発信や個人情報の管理、詐欺被害の対処方法など安心・安全にスマートフォンを利用するための知識や理解の促進を図ります。	情報政策課
	学校の情報に関する授業において、インターネット上の誤った情報や偏った情報における問題や、情報の収集と発信における個人の責任と情報モラルなどについて、PTA等保護者と協力しながら、理解の促進を図ります。併せて保護者への啓発も行います。	学校教育課
② 人権侵害情報の削除要請	インターネットに書き込まれた人権侵害にあたる情報について、法務局や県教育委員会などの関係機関と連携し、サイトの管理人であるプロバイダなどに削除要請できることを市の媒体を通じて啓発します。	情報政策課 社会福祉課
③ 相談・支援の充実	人権侵害に関する窓口を周知するとともに、インターネットによる被害の相談については関係機関に速やかにつないでいきます。	社会福祉課

7 外国人の人権



現状・課題

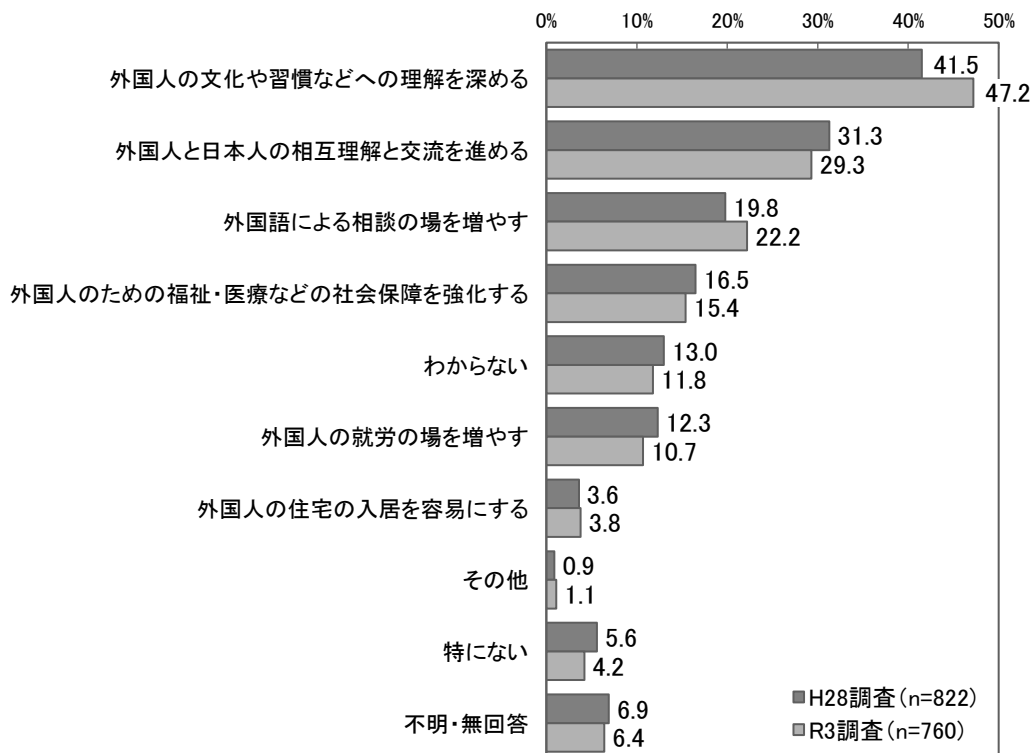
社会・経済全般に国際化が進む中、言語、宗教、文化等の違いから外国人をめぐるさまざまな人権問題が発生しています。それぞれの違いを互いに尊重した多文化共生社会の実現が求められます。

国では、平成7（1995）年に国連で採択された「人種差別撤廃条約」を批准し、人種・民族等を理由とするあらゆる差別の撤廃に対する取り組みを進めています。近年では、平成28（2016）年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が制定され、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動である、いわゆるヘイトスピーチの抑止・解消が図られています。

本市の外国人住民数は、令和3（2021）年4月1日現在で955人であり、増加傾向となっています。本市では国際理解に対する学校や地域での教育や、外国人住民への相談支援を行っています。

アンケート調査では、外国人の人権を守るために必要な施策は、「外国人の文化や習慣などへの理解を深める」「外国人と日本人の相互理解と交流を進める」が高くなっています。外国人に対する差別・偏見を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識を育むための意識啓発や、外国人が地域で安心して生活できる相談体制や生活支援体制の整備が求められます。

■外国人の人権を守るために必要な施策



推進施策

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	国際理解の促進と多文化共生の心の育成	市内国際交流団体による外国人との交流活動や、言語や文化を学ぶ機会の提供に対し、支援を行います。また、国籍や民族等の「違い」を認め合い、多様な文化的背景を持つ人々と豊かに共生する心、共に生きようとする意欲や態度を育むため、国際交流協会等と連携し、異なる文化、民族、宗教、生活習慣、価値観に対する理解を図ります。	地域振興課
②	学校教育における国際理解教育の推進	小中学校にALT（外国語指導助手）を派遣し、授業内外でコミュニケーション能力と異文化を尊重する態度の育成を図ります。	学校教育課
③	外国人に対する相談体制の充実	外国人からの相談があった際に、「（公財）岐阜県国際交流センター」につなぎ、生活相談、こころの相談など必要なサービスが受けられるよう支援を行うとともに、多言語での周知啓発を行います。	社会福祉課

8 感染症患者等の人権



現状・課題

HIV*感染者や、ハンセン病*患者等の感染症や病気に対する正しい知識や理解の不足、誤解などにより、感染患者やその家族への差別や偏見等による人権問題が顕在化しています。

ハンセン病は、現在は治療方法も確立され後遺症もなく治癒しますが、平成 8（1996）年に「らい予防法」が廃止されるまでは、ハンセン病患者に対する強制隔離政策がとられていました。平成 20（2008）年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が制定され、ハンセン病患者に対する福祉の増進や名誉回復に向けた取り組みが進められています。また、令和元（2019）年に同法が改正され、本人だけでなく、ハンセン病患者の家族等も、名誉の回復や福祉の増進等の規定の対象として加えられました。

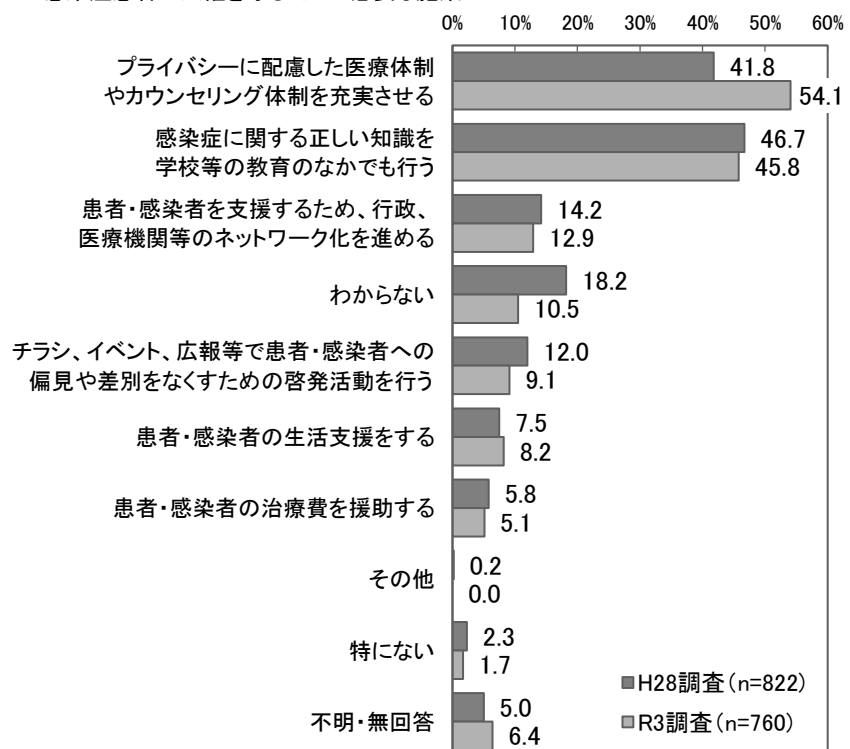
HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患です。近年は治療法の開発も進んでいるため、「死の病気」から「生涯つきあっていく病気」へ変化しています。国では、平成元（1989）年に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」（エイズ*予防法）が制定されましたが、「治療よりも管理を優先している」との批判を受け、平成 10（1998）年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）が制定されました。「感染症法」ではHIV感染者だけでなく、ハンセン病患者を含めた感染症患者等の人権を尊重した対策の総合的な推進を目的としています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともない、インターネットやSNS上では誤った情報が氾濫し、感染者に対する偏見や差別的な書き込みも見られます。コロナ禍に対する国・自治体の対策や、個人の行動様式、ワクチン接種に対する個人の判断・姿勢などについて意見の相違や対立があり、それらが互いに誹謗・中傷を繰り返す一因ともなっています。なお、令和3（2021）年に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応し、差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定が設けられました。

アンケート調査では、感染症患者の人権を守るために必要な施策は、「プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実させる」「感染症に関する正しい知識を学校等の教育のなかでも行う」が高くなっています。

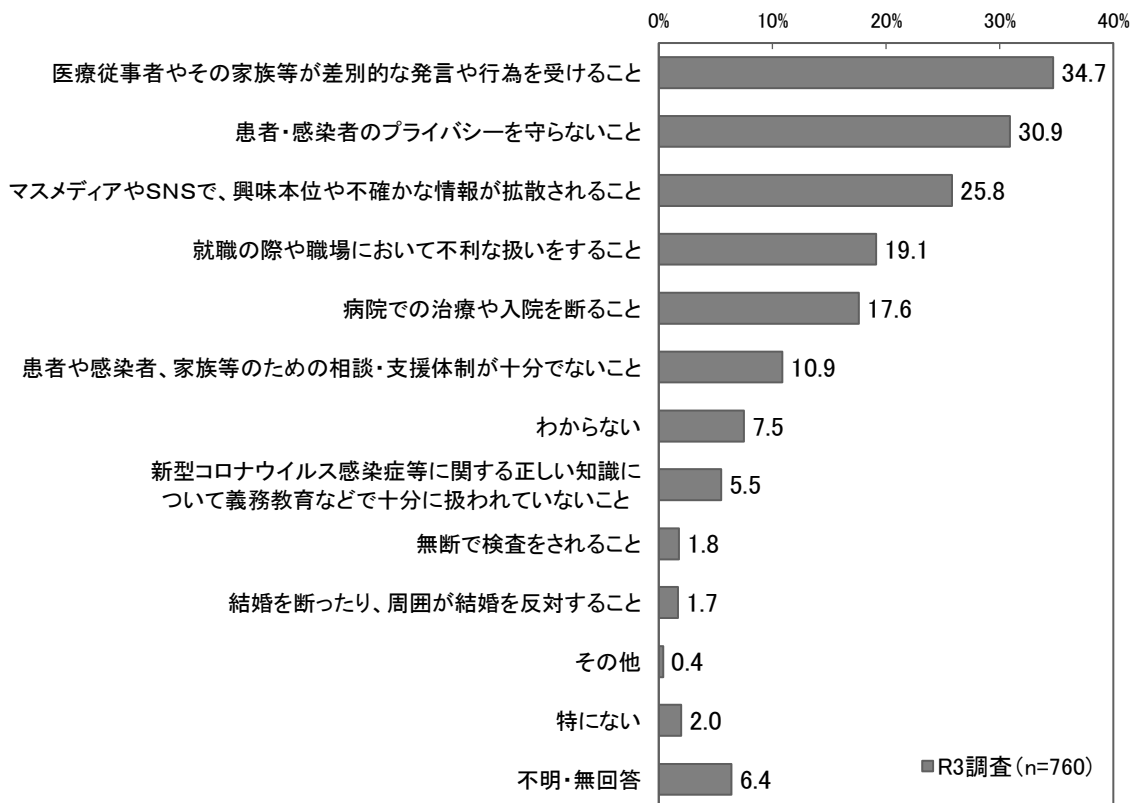
感染症に対する理解を高めることや、HIV感染者やハンセン病患者等の人権が尊重された生活を送れるような相談体制、医療提供の充実が求められます。

■ 感染症患者の人権を守るために必要な施策



新型コロナウイルス感染症等に関して人権上問題があると思うことは、「医療従事者やその家族等が差別的な発言や行為を受けること」「患者・感染者のプライバシーを守らないこと」が高くなっています。

■新型コロナウイルス感染症等に関して、人権上問題があると思うこと



推進施策

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	相談・支援体制の充実	庁内の関連部署との連携を図り、治療者への人権やプライバシーに配慮しながら相談支援を行います。	地域医療課
②	人権に配慮した保健医療の推進	医療機関などに対し、カウンセリング体制を充実させ、精神的なケアも行えるよう、協力を呼びかけます。	地域医療課
		治療目的や効果、費用や診療結果などについてわかりやすく適切な説明を行い、患者自身が内容を理解した上で医療行為を選択する「インフォームド・コンセント※」を促進します。	地域医療課
③	正しい知識の普及	性感染症などの情報提供を含めた性教育を推進します。	学校教育課
		各種感染症についての偏見や差別をなくすため、各種感染症に関する正しい知識や理解の普及啓発に努めます。	健幸推進課

9 犯罪や非行をした人々の人権



現状・課題

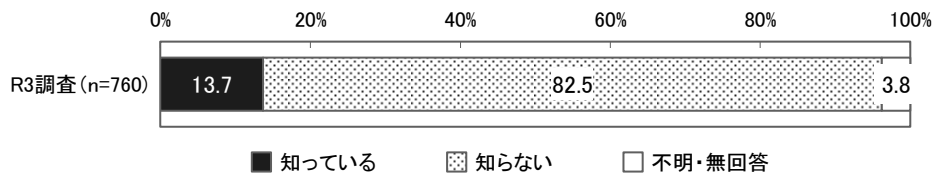
犯罪や非行をした人々（以下、「犯罪等をした人々」という。）やその家族に対する偏見・差別は、本人の更生の意欲にかかわらず根強く残っており、就職や居住について厳しい扱いを受け社会復帰に対する妨げとなっています。また、マスコミによる過剰な報道や、犯罪等とは無関係な人々の発言や行動により、プライバシーや名誉を侵害するような問題が発生しています。

国では、平成 28（2016）年に「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が制定され、平成 29（2017）年に「再犯防止推進計画」が策定されました。また、岐阜県においても平成 30（2018）年に「岐阜県再犯防止推進計画」が策定されました。これらの計画では、周囲の人の理解と協力を得つつ、犯罪等をした人々の円滑な社会復帰を促進することによる再犯の防止が犯罪対策において重要であるとしています。

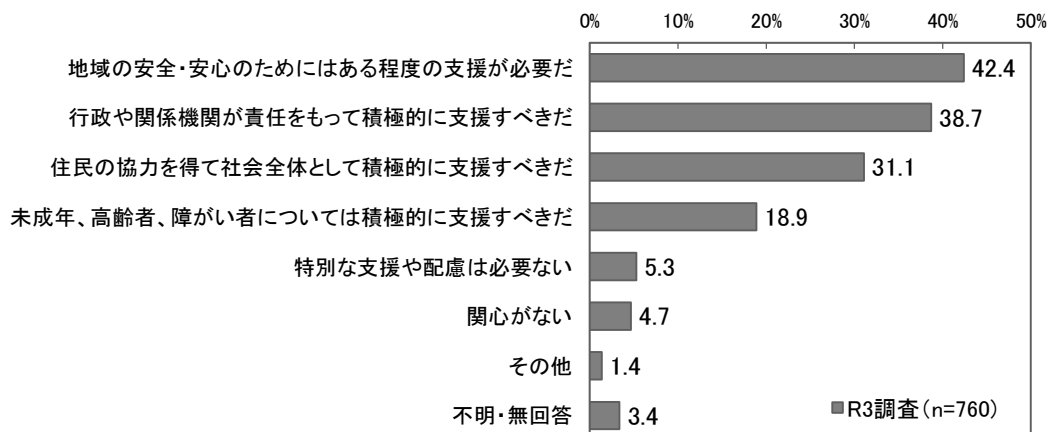
本市では、犯罪等をした人々が社会復帰できるまちづくりの実現のため、地域福祉計画と一体的に「再犯防止推進計画」を策定し、関係機関と連携した人権啓発運動や各種支援を行っています。

アンケート調査では、「再犯防止推進法」の認知度について、「知らない」が8割以上となっています。また、刑務所や少年院を出た人が立ち直り、地域の一員として生活できるように支援することについての考えは、「地域の安全・安心のためにはある程度の支援が必要だ」「行政や関係機関が責任をもって積極的に支援すべきだ」が高くなっています。

■「再犯防止推進法」の認知度



■刑務所や少年院を出た人が立ち直り、地域の一員として生活できるように支援することについての考え



推進施策

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	犯罪等をした人々の社会復帰の支援及び犯罪等防止に関する啓発の推進	恵那保護区保護司会、恵那地区更生保護女性会による更正保護活動や再犯防止等に対する支援を行います。また、再犯防止や更生保護に関する取り組みの周知を行うとともに、取り組みへの市民の理解促進を図ります。	総務課 社会福祉課
②	相談・支援体制の充実	生活についての相談に対して、地域生活定着支援センターと連携し、支援を行います。	社会福祉課
③	住居・就労の確保	市営住宅や求人情報に関する情報の提供等を行い、犯罪等をした人々の住居・就労の確保を支援します。	建築住宅課 社会福祉課 商工課
④	高齢者または障がい者への支援	犯罪等をした人々のうち、高齢者や障がいのある人など複合的な要因により自立した生活を営むことが困難になっている人やその家族に対し、相談窓口、各種制度、サービスを紹介する等の支援を行います。	高齢福祉課 社会福祉課

10 犯罪被害者等の人権



現状・課題

犯罪にあう可能性は誰にでもあります。思いがけず犯罪被害者となった人やその家族は、犯罪の直接的な被害に加え、興味本位の噂や、誤解に基づく誹謗・中傷、マスメディアによる過剰な取材や報道等により名誉や平穏が侵害されるなど二次的な被害がみられます。

国では、平成 16（2004）年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者の保護と支援が明文化されました。同法により、平成 17（2005）年に「犯罪被害者等基本計画」、令和 3（2021）年には「第4次犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

岐阜県では、令和3（2021）年に犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復または軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とした、「岐阜県犯罪被害者等支援条例」が制定されました。また、令和4（2022）年には、「岐阜県犯罪被害者等支援計画」が策定されています。

本市では、平成 31（2019）年に「恵那市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等が置かれている状況やその他の事情に応じ、適切に必要な支援を行っています。

犯罪被害者やその家族等、問題を抱えている犯罪被害者等へ「公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター」や「ぎふ性暴力被害者支援センター」等の相談・支援業務を行っている専門機関・関係機関等の周知を図ります。

推進施策

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	相談窓口の充実	支援のための相談窓口を設置し、犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面しているさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を実施します。	社会福祉課
②	犯罪被害者等への支援	犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るために必要な施策、経済的な助成に関する情報の提供を行います。	危機管理課

11 性的指向・性自認を理由とする偏見・差別を受ける人の人権



現状・課題

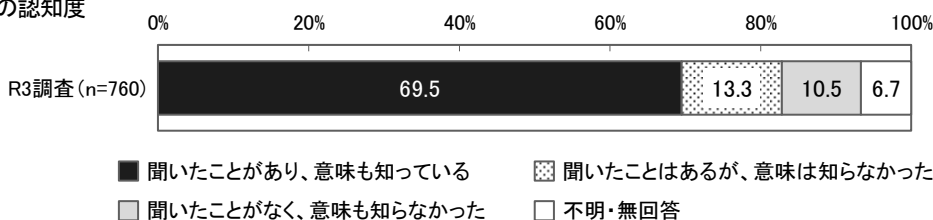
性的指向とは、人の恋愛・性愛がどの対象に向かうかを示す概念であり、性自認とは、自分の性をどう認識しているか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。性的指向について少数であるレズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、性自認について少数であるトランスジェンダー（身体の性に違和感をもつ人）の頭文字をとってLGBTと言われることもあります。また、クィアやクエスチョニングを加えたLGBTQ、恋愛感情や性的な感情を持たない人、自分の中に男性と女性がある人、いずれの性別も認識していない人などを加えLGBTQ+、LGBTsという表現もあります。

国では、平成 15（2003）年に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害※特例法）が制定され、一定の条件を満たす性同一性障がい者について、性別の取扱いの変更審判が受けられるようになるなど、取り巻く環境の改善が図られています。平成 20（2008）年には同法を改正し、性別変更できる条件が緩和されました。近年、社会の関心が高まってきているものの、理解はまだ十分に進んでいないため、差別や偏見を恐れ、周囲に伝えられずに悩みや生きづらさを抱えている人が多くいます。性的少数者を理解するための教育・啓発活動を進めるとともに、悩みを気軽に相談できるような体制整備が求められます。

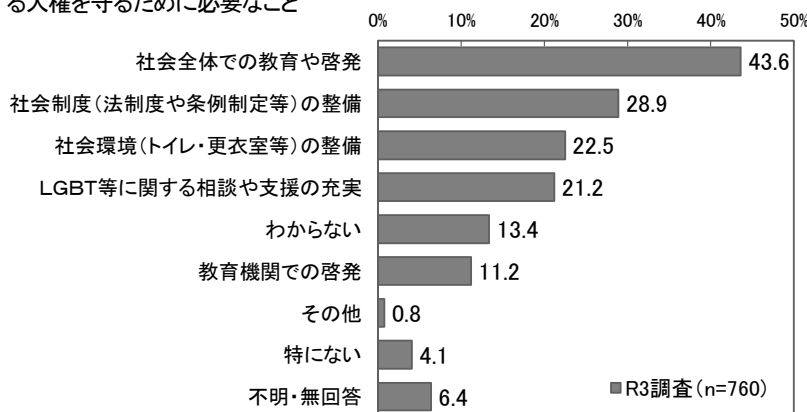
性的指向・性自認を理由に、誤った差別や偏見により人権が侵害されることがないように、性的少数者が直面する問題を正しく理解し、差別や偏見をなくするための啓発活動に努めます。

アンケート調査では、LGBT等の認知度について、「聞いたことがあり、意味も知っている」が約7割となっています。また、LGBT等に関する人権を守るために必要なことについて、「社会全体での教育や啓発」が最も高くなっています。

■LGBT等の認知度



■LGBT等に関する人権を守るために必要なこと



推進施策

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	性的指向・性自認に対する教育	社会（公民）等の授業で、「性の多様性の尊重」について学習し、個人の尊重や配慮の必要性（暮らしやすさ）について学ぶ機会を提供します。また、PTAとも連携し保護者への啓発を行います。	学校教育課
②	性的指向・性自認に対する啓発	性的少数者（性的マイノリティ）に対する差別や偏見が解消され、「多様な性」について正しい認識と理解が促進されるよう広報紙等を活用して啓発活動に取り組みます。	企画課

12 その他の人権

人権に関する課題は、本計画でここまで取りあげてきた事項以外にも、さまざまなものがあります。それぞれの人権課題について認識を高めるとともに、国や県、近隣市町村と連携した相談や支援に取り組みます。

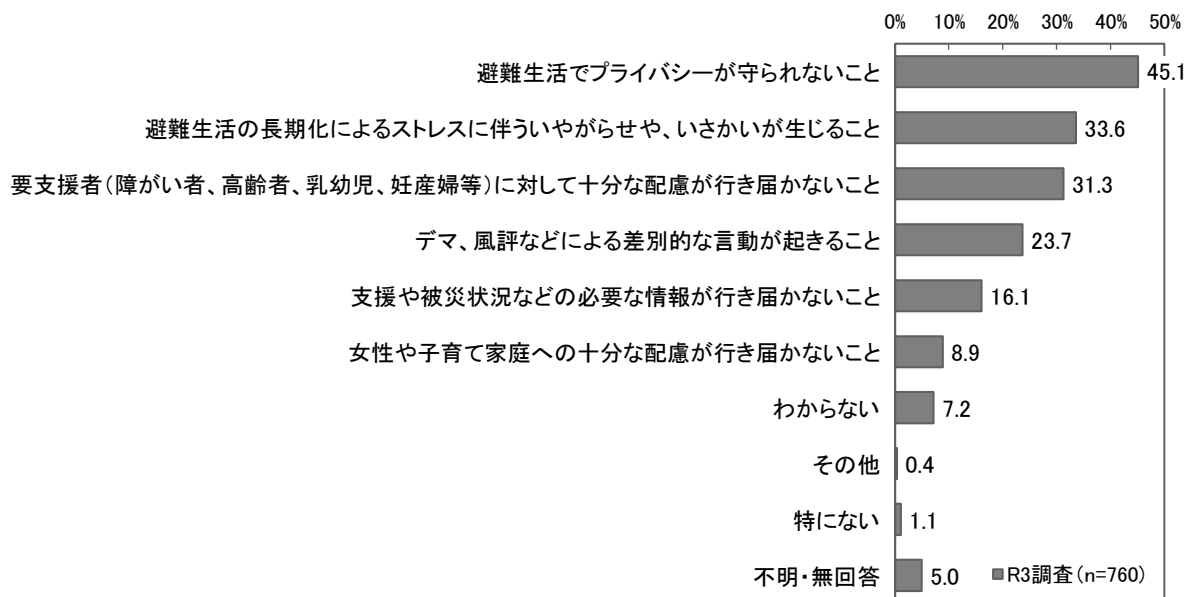
災害に伴う人権問題

平成 23（2011）年に発生した東日本大震災は東北地方をはじめ東日本を中心に甚大な被害をもたらし、多くの人々が避難生活を余儀なくされました。また地震と津波にともない発生した福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとするとともに、風評被害によりいじめや嫌がらせ等の人権侵害も発生させています。それ以降も、平成 28（2016）年に発生した熊本地震、令和 2（2020）年に発生した九州での記録的な豪雨などの被害が繰り返し発生しています。このような状況において、避難所でのプライバシーの確保や、障がいのある人、女性、高齢者、外国人への配慮が課題として認識されました。

アンケート調査では、東日本大震災、熊本地震などの大規模災害が起きた場合、人権上問題があると思うことについては、「避難生活でプライバシーが守られないこと」が最も高くなっています。災害時に誤った情報に惑わされ被災者への人権を侵害しないような意識づくりや、あらゆる人に配慮した避難支援や避難所整備が求められます。

災害時に被災者の人権を確保するには、平常時からの備えが必要です。災害時に、被災者の人権が侵害されないよう、思いやりと正しい知識・情報により、被災者の人権に対する認識を高めるための啓発活動に努めます。

■東日本大震災、熊本地震などの大規模災害が起きた場合、人権上問題があると思うこと



働く人

働く人の人権課題としては、嫌がらせやいじめなどの「ハラスメント」があげられます。

国では、セクシュアル・ハラスメント*（以下、「セクハラ」という。）の対策として、平成 11（1999）年に施行された改正「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）で、セクハラに係る規定を盛り込みました。さらに、平成 19（2007）年の改正では事業主に対する措置を義務付け、平成 26（2014）年の改正では男女問わずセクハラの対象となることを明記しています。

パワハラ*（パワー・ハラスメント）や、マタハラ*（マタニティ・ハラスメント）等のハラスメントについても、職場における重大な人権侵害となっており、平成 29（2017）年の「男女雇用機会均等法」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）の改正では、妊娠・出産・育児・介護が仕事と両立できるようなハラスメント防止措置義務が新設されています。

令和 2（2020）年には、「女性の就業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が一部改正され、一般事業主行動計画の策定義務の拡大、女性の就業生活における活躍の推進に関する情報公表の強化、パワー・ハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設及びセクシュアル・ハラスメント等の防止対象等の措置が講じられました。

また、我が国では依然として長時間労働が問題となっており、過労死やいわゆる「ブラック企業」等が社会問題となるなか、平成 30（2018）年に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）が制定され、平成 31（2019）年から順次施行されています。働き方改革に向けて企業への啓発や支援を行うことが求められます。

ハラスメント防止のため企業の管理者や従業員の意識を高めることや、被害にあった際の相談体制・救済措置の整備、事業主、労働者が協働して人権意識を尊重した職場環境をつくることが求められます。

ハラスメントや長時間労働等、職場環境を取り巻く問題で人権が侵害されることがないように、事業者と労働者が協力し、人権意識を尊重する職場環境づくりのための啓発活動に努めます。

ホームレス

やむを得ない事情でホームレスとなる人も多数いるなか、ホームレスへの襲撃事件や嫌がらせ、暴行事件が発生しています。

国では、平成 14（2002）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）が時限立法として施行され、これに基づき、平成 15（2003）年に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定され、ホームレス施策を推進してきました。平成 30（2018）年には、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化等、ホームレスの動向やそれを取り巻く環境の変化等を踏まえ、新たな基本方針が策定されています。

ホームレスの人々に対する自立支援に加え、ホームレスが所在する付近の住民に対する配慮や、ホームレスへの差別や偏見の解消、暴行等の非人道的な行為を防止するための啓発活動や相談支援に努めます。

アイヌの人々

アイヌの人々は固有の言語や伝統等、独自の文化を有していますが、近年以降の同化政策により十分な保存・継承が図られているとはいえない状況となっています。

国では、平成9（1997）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ新法）が制定、平成20（2008）年に国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、アイヌに関する研究やアイヌ文化や伝統について、知識の普及啓発を図る施策が進められています。また、平成31（2019）年にアイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ることなどを目的として「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）が制定されました。

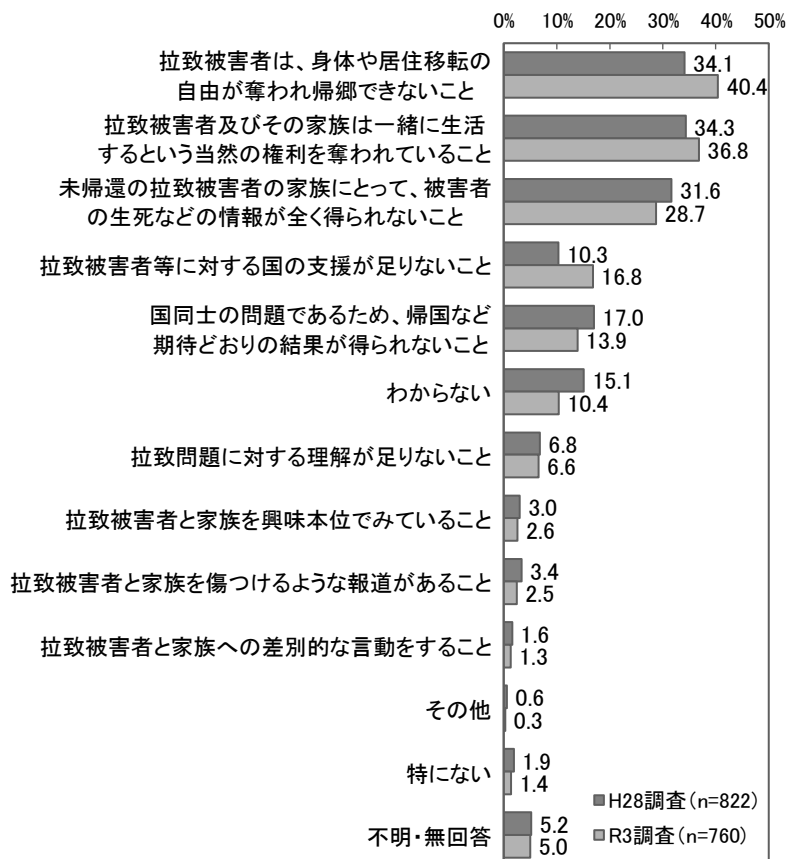
アイヌの人々がおかれてきた歴史的な背景や差別の実態、伝統や生活習慣などを正しく理解し、偏見や差別を解消していくため啓発活動を、関係機関と連携し推進に努めます。

北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮による日本人拉致は我が国の喫緊の国民的課題です。平成14（2002）年の日朝首脳会談では、北朝鮮側が日本人拉致を認め謝罪し、拉致被害者5人の帰国が実現しました。しかしながら他の被害者については北朝鮮から納得のいく説明がなされていません。平成18（2006）年には北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携して実態を解明し、抑止を図ることを目的に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権侵害対処法）が制定されました。

アンケート調査では、拉致被害者等に関して特に人権上問題があると思うことについては、「拉致被害者は、身体や居住移転の自由が奪われ帰郷できないこと」「拉致被害者及びその家族は一緒に生活するという当然の権利を奪われていること」「拉致被害者等に対する国の支援が足りないこと」が高くなっています。北朝鮮当局による日本人拉致が重要な人権侵害問題であることを周知し、認識を高める啓発活動について、関係機関と連携し推進に努めます。

■拉致被害者等に関して特に人権上問題があると思うこと



人身取引

性的搾取、強制労働等を目的として人の売買等を行う人身取引は重大な犯罪かつ深刻な人権侵害にあたります。

国では、平成 21（2009）年に「人身取引対策行動計画 2009」に基づいて人身取引の防止や撲滅、被害者の保護を推進してきました。令和 4（2022）年には「人身取引対策行動計画 2022」が策定され、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組み、人身取引の根絶を目指すこととされています。

人身取引が重大な人権侵害であることについて、市民の認識を高めるとともに被害者に対する相談や保護等の適切な措置が取られるよう、関係機関と連携し、啓発活動に努めます。

第6章 指針の推進

1 指針の推進体制

◆市民との協働

施策の推進にあたっては、市民と問題を共有し、市民一人ひとりの人権尊重の意識を高めることが必要です。情報収集を図り、市民の意見を反映していくように努めます。

◆各種団体との連携

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るには、関係団体との連携、地域や学校、企業などの理解と協力が必要です。これら各方面への協力を積極的に働きかけます。

また、人権擁護委員との情報交換を緊密にし、それぞれの役割に応じた連携体制を強化します。

◆国・県などとの連携

人権問題は、さまざまな課題があり専門的な知識が必要であるため、国（岐阜地方法務局中津川支局など）や県との連携が重要です。岐阜県の担当課である人権施策推進課（岐阜県人権啓発センター）や岐阜県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体などとの連携を進めます。

◆庁内の連携

本市における人権施策を推進するため、あらゆることに関連する問題に対し、全庁的な取り組みが必要となります。このため「恵那市人権施策推進会議」を中心に庁内関係課と連携・協力して総合的かつ効果的に本指針を推進します。

2 指針の進行管理

本指針の進行管理は、「恵那市人権施策推進会議専門部会」において、指針の進捗とその効果について、現状の報告と施策の評価を行うとともに、その意見を施策の推進に反映します。

第7章 資料集

1 用語解説

あ行

1家庭1ボランティア	21世紀を拓く心豊かでたくましい子どもを育てるために、家庭、学校、地域社会がそれぞれの教育力を発揮し、地域ぐるみで「心の教育」を推進していく岐阜県の県民運動。	P21
インフォームド・コンセント	説明と同意（informed-consent）のこと。医師は患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療にかかる費用について、十分にかつわかりやすく説明する義務がある。また、患者は自分の身体に起きていることを知る権利があり、医師から十分な説明を受けて、疑問点を解消し納得した上で治療を受けることに同意すること。	P38
インクルーシブ教育	障がいの有無を問わず、すべての子どもが共に学ぶことを理念とする教育のこと。	P27
エイズ	[acquired immunodeficiency syndrome] 後天性免疫不全症候群。病原体はHIV。性交・輸血・血液製剤の使用などで男女ともに感染する。免疫機構が破壊され、通常なら発病しない細菌やウイルスでも発病し、カポジ肉腫など悪性腫瘍を合併する。	P37
HIV (エイチ・アイ・ブイ)	[human immunodeficiency virus] ヒト免疫不全ウイルス。エイズの原因となるレトロウイルス科レンチウイルス亜科に属する球形ウイルス。免疫細胞を侵食して免疫機能を低下させる。	P37
SNS (エス・エヌ・エス)	Social Networking Serviceの略。インターネット上で友人同士や同じ趣味を持つ者同士が集まり、利用者間のコミュニケーションを支援するサービス（サイト）。最近では、会社や組織の広報としても利用されている。	P33, 37
SDGs (エスディー・ジー・ズ)	Sustainable Development Goalsの略。平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。17のゴール、169のターゲット、232の指標が定められ、地球上の「誰一人取り残さない」ことを目指す。	P2, 4
えせ同和行為	同和問題を口実にして、不当な利益や義務のないことを要求する行為。えせ同和行為の横行は、同和問題の解決に真摯に取り組んでいる人や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、問題解決の大きな阻害要因となる。	P11, 30, 32
恵那中央出張所（えなえーる）	地方創生に向けた取り組みとして、令和2（2020）年4月にパロー恵那ショッピングセンター2階に設置した施設。出張所では「女性活躍」「食」「行政窓口」の3つをテーマとして取り組みを行い、恵那の魅力を発信している。	P19
恵那市総合計画	市政経営における恵那市の最上位計画。策定にあたっては、職員はもとより、公募市民委員の参加、市民意識調査や地域懇談会の開催などにより市民の声を取り入れ、恵那市が目指す「将来像」を実現するための具体的な施策を明らかにする。	P4, 9, 12

か行

介護保険制度	40歳以上の被保険者の要介護状態または要介護状態となるおそれのある状態に関し、必要な介護サービスの保険給付を行う社会保険制度。40歳以上の国民の保険料と国・県・市町村の公費を財源として市町村などが保険者となる。	P23
完全参加と平等	ノーマライゼーションの理念をふまえた国際障害者年（昭和56（1981）年）のテーマ。障がいのある人がそれぞれの住む社会において、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、社会の他の市民と同じ生活条件の獲得と、社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分の実現を意味する。	P26
岐阜県人権啓発センター	女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人などの人権に関する問題の解決を図るため設置されたもの。総合的かつ効果的に県民の人権意識の高揚を推進するための各種啓発活動を行う。	P4, 48
基本的人権	日本国憲法によって保障されている、人間が生まれながらにして持っている基本的な権利。思想・表現の自由などの自由権、生存権などの社会権、参政権、国・公共団体に対する賠償請求権など。	P3, 26, 30
共生社会	ユネスコ国際理解教育における“to live together”（共に生きる）の日本語訳として使われている言葉。「国際寛容年」の寛容の使い方と同義語。自分を理解し、お互いが違いを認め尊重しあい、共に生きる社会を指す。	P1, 8, 11
緊急通報システム	ひとり暮らしの高齢者などが住宅内で火災や急病などの緊急事態に陥った時に、消防本部に自動的に通報され、すみやかな対応ができるようにしたシステム。	P25
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者や障がい者などに代わり、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。	P11, 20, 23, 24, 25, 26, 28
合理的配慮	障害者権利条約により、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されている概念。障がい者の権利の実現のため、個人に必要とされる合理的配慮が提供されることが求められている。	P26, 27
高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。	P23, 24
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	恵那市が実施する高齢者福祉事業の目標を示すとともに、制度の円滑な運営を目指すことを目的に、老人福祉法による「高齢者福祉計画」と介護保険法による「介護保険事業計画」を一体的に策定した計画。	P23
国際児童年	昭和34（1959）年11月20日に国連総会で採択された「児童の権利に関する宣言」の採択20周年を記念して、昭和54（1979）年を「国際児童年」とする決議が、昭和51（1976）年の国連総会で採択された。	P20

国際人権規約	世界人権宣言の精神に基づき、それに法的拘束力を持たせるため条約化したもの。昭和 41 (1966) 年 12 月に国連総会で採択された「1. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「2. 市民的及び政治的権利に関する国際規約」「3. 市民的及び政治的権利に関する国際規約の議定書」の 3 つの条約の総称。日本は、1. 及び 2. の規約について、昭和 54 (1979) 年 6 月に締結。	P2, 3
子育て支援	子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを生み育てて、子ども自身が健やかに育っていける社会を形成するため、国、地方自治体をはじめ、企業、職場、地域社会を含めた社会全体として総合的に子育てを支援していく取り組み。	P11, 19, 20, 21
子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約)	平成元 (1989) 年 11 月に国連総会で採択された条約。前文及び 54 条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護など、児童の権利に関して包括的に規定。日本は、平成 6 (1994) 年に批准。	P2, 3, 20
個別避難計画	避難行動要支援者(要援護者)に対して災害時の避難支援者や避難場所、その他避難支援の留意点など、避難支援等に必要事項を個別に策定し、市町村や避難支援者関係者間で共有するもの。	P28

さ行

サロン	コミュニケーションを図ることを主な目的とするふれあいの場。	P28
児童虐待	親または親に代わる保護者から児童に加えられる虐待のこと。虐待には、ネグレクト(保護の怠慢・拒否)、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待などがある。	P7, 16, 20, 22
児童ポルノ	児童が関わる性的な行為等を視覚的に描写した画像など。児童の定義は国によって異なる。日本の児童福祉法・児童買春処罰法などでは 18 歳未満の者を児童と規定している。	P20, 33
生涯学習	生涯にわたっていつでもそれぞれの目的に応じて、自由に学習機会を選択し、学んだことを行動につなげていくこと。	P11, 12,
障がい児福祉計画	児童福祉法に定められた障害児通所支援及び障害児相談支援等の障がい児に必要なサービスの提供体制の確保を定めた計画。	P26, 27
障がい者計画	障害者基本法に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図る、障がい者のための施策に関する基本的な計画。	P26, 27
障害者権利条約 (障害者の権利に関する条約)	あらゆる障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約。平成 18 (2006) 年 12 月 13 日に国連総会において採択され、平成 20 (2008) 年 5 月 3 日に発効した。日本は平成 19 (2007) 年 9 月 28 日にこの条約に署名、平成 26 (2014) 年 1 月 20 日に批准書を寄託し、同年 2 月 19 日に効力を発生した。	P26, 27
障がい福祉計画	障害者総合支援法に定められた福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を定めた計画。	P26, 27

女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	昭和 54 (1979) 年 12 月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的とする。日本は、昭和 60 (1985) 年 6 月に締結。	P2, 3, 17
シルバー人材センター	おおむね 60 歳以上の高齢者を会員とし、社会参加と生きがいづくりを目的に、就労の場を斡旋するための組織。	P25
人権啓発	人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための活動。	P1, 4, 9, 11, 14, 16, 21, 39, 48
人権教育	人間の尊厳の確立を目指し、異なる人種・宗教・国籍などを越えて互いに平等であるとの自覚に立って人権を擁護する、知的・感情的発達や態度・判断力の形成を促す教育。	P1, 3, 4, 7, 8, 11, 12, 13, 14, 16, 21, 31, 48
人権教育のための国連 10 年	平成 6 (1994) 年 12 月の国連総会において決議された、平成 7 (1995) 年～平成 16 (2004) 年までの 10 年間を「人権教育のための 10 年」とすること。人権教育を「知識と技術の伝授及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、さまざまな活動を行うことを提唱。日本では、平成 9 (1997) 年 7 月に、「人権教育のための国連 10 年国内行動計画」を同推進本部 (本部長内閣総理大臣) より提示。	P2, 3
人権週間	12 月 10 日の「人権デー」を最終日とする一週間。人権デーは、昭和 23 (1948) 年の第 3 回国連総会で、世界人権宣言が採択されたことを記念に定められる。国連からすべての加盟国に対し、記念行事を実施するよう呼びかけており、日本でも人権尊重思想の普及・高揚のための啓発活動が全国的に展開される。	P4, 12, 14, 21, 32
人権擁護委員	市町村長からの推薦により法務大臣が委嘱する人権擁護活動を行う任務を持つ人。	P12, 15, 21, 32, 48
人種差別撤廃条約 (あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)	昭和 40 (1965) 年 12 月に国連総会で採択された条約。締結国が人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策などを遅滞なくとることを主な内容とする。日本は平成 7 (1995) 年 12 月に批准。	P2, 35
性同一性障害	生物学的には性別が明らかであるが、人格的には別の性に属していると確信している状態。個人の身体的性別 (セックス) と社会的心理的性別役割 (ジェンダー) が一致しない状態。	P42
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。	P23, 24, 28
世界人権宣言	昭和 23 (1948) 年 12 月の国連総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他、経済的・社会的権利について、各国が達成すべき基準を定める。	P1, 2
セクシュアル・ハラスメント	日本の定義として、「相手方の意に反して、性的な性質の言動を行い、それに対する反応によって仕事をする上で一定の不利益を与えられたり、それを繰り返したりすることによって就業環境を著しく悪化させること」とし、平成 11 (1999) 年 4 月に改正された男女雇用機会均等法で、職場での防止を事業主に義務づける。	P45

た行

男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会のこと。	P17
男女共同参画プラン	性別にかかわらず個人の持てる能力を發揮し、男女が共同して地域を支えていく社会を目指した取り組みを推進するために策定された計画。	P17, 18
地域ケア個別会議	介護の分野で、個別ケースについて多職種が多方面から検討を行い、課題解決や専門職の資質向上を図る場。	P24
地域包括ケアシステム	高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まい、が一体的に切れ目なく提供される体制の整備を目指したシステム。	P23
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から受ける、さまざまな暴力行為。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限など）、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）なども含む。	P7, 16, 17, 19, 20
同和対策審議会	同和問題の解決に資するため、旧総理府に付属機関として、昭和 35（1960）年 8 月 13 日に設置。同和問題の解決のために必要な総合的施策の樹立、その他同和地区に関する社会的及び経済的諸問題の解決に関する重要事項について、調査・審議する。	P3, 30

な行

日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。	P28
認知症	いろいろな原因で脳の働きが悪くなり、さまざまな障がいが起こることで、社会生活や職業生活に支障をきたしている状態。	P23, 24
認知症サポーター	認知症について理解し、認知症の人や家族を見守る人で、養成講座を受けることでサポーターとなる。オレンジ色のリストバンドがサポーターの印。	P24

は行

バリアフリー	障がい者や高齢者などの身体的、精神的な障壁などをなくすこと。階段の代わりに緩やかなスロープを付けたり、道路の段差をなくすこと。恵那市では県の基準に準ずる。	P9, 29
パワハラ （パワー・ハラスメント）	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられたりする行為。	P45
ハンセン病	らい菌による感染症で、感染力は弱く、発病の危険性が少ない。治療法は確立されている。	P37

ピアカウンセリング	障がいのある人が、自らの体験に基づいて同じ立場や仲間である他の障がいのある人の相談に応じることにより、問題の解決を図ること。	P28
ひきこもり	さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態。	P15, 20, 28
ひびきあいの日	人権同和教育における行動力の育成を目的とする取り組み。人権週間にあわせて各園、各学校が「ひびきあいの日」を設定し、人権同和教育の学習成果の公表や、交流活動を行う。人権問題に対する実践的態度の育成と、人権感覚を高める。	P4, 12, 21, 32
フィルタリングサービス	インターネット上などに公開されている情報のうち、暴力や犯罪など特定のテーマへのアクセスをプロバイダーや携帯電話事業者が選択的に制限するサービス。	P33
福祉避難所	災害時に、高齢者や障がい者など、避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる避難所。市が指定する段差の解消などバリアフリー化された社会福祉施設などがある。	P28
ヘイトスピーチ	特定の民族や国籍の人々に対して、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現。	P3, 35
ヘルプマーク	義足や人工関節の使用者、内部障がい、難病、妊娠初期の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、そのことを周囲に知らせるマーク。	P27
保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣が委嘱する。	P12, 40

ま行

マタハラ (マタニティ・ハラスメント)	妊娠・出産や、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない(契約社員の場合)等の行為や、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うこと。	P45
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき各市町村に置かれる奉仕者で、厚生労働大臣が委嘱する者。地域社会において、福祉にかかわるさまざまな調査・相談、福祉の措置を必要とする人に対する指導・助言や、福祉事務所・各種相談所など関係行政機関に対する協力などの活動を行う。また民生委員は、児童委員を兼務することとなっており、児童委員としても、児童・妊産婦の状態把握、福祉に関する援助や指導、児童相談所や福祉事務所などとの連携、協力を行う。平成6(1994)年から児童福祉専門の主任児童委員が委嘱され、児童委員とともに活動している。	P12, 21, 25, 28

や行

ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている子ども。	P20
ユニバーサルデザイン	ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、障害の有無や年齢、性別、人種などに関わらず、あらゆる人が利用しやすいように製品や都市、生活環境をデザインするという考え方。	P9, 29

わ行

ワーク・ライフ・バランス	やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。	P17, 19
--------------	---	---------

2 参考資料

1 世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

2 国際人権規約(抄)

1966年12月16日

第21回国際連合総会 採択

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）

この規約の締約国は、国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかけがえのない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、世界人権宣言によれば、自由な人間は恐怖及び欠乏からの自由を享受することであるとの理想は、すべての者がその市民的及び政治的権利とともに経済的、社会的及び文化的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになることを認め、人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っていることを考慮し、個人が、他人に対し及びその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識して、次のとおり協定する。

市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）

この規約の締約国は、国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかけがえのない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、世界人権宣言によれば、自由な人間は市民的及び政治的自由並びに恐怖及び欠乏からの自由を享受するものであるとの理想は、すべての者がその経済的、社会的及び文化的権利とともに市民的及び政治的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになることを認め、人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っていることを考慮し、個人が、他人に対し及びその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識して、次のとおり協定する。

3 日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日 公布

昭和22年5月3日 施行

前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

〔基本的人権〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔思想及び良心の自由〕

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第23条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。


第10章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

3 主な相談先一覧

■法務局の相談先

相談先	内容	連絡先等
人権相談 みんなの人権 110 番	いじめや嫌がらせ、虐待や差別などさまざまな人権問題に関する相談を受け付けています。	0570-003-110
女性の人権相談 女性の人権ホットライン	セクハラ・家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談を受け付けています。	0570-070-810
こどもの人権相談 こどもの人権 110 番	いじめ・虐待など子どもの人権問題に関する相談を受け付けています。	0120-007-110
人権相談 SNS(LINE)による人権相談	人権に関する相談をLINE上で受け付けています。	LINEじんけん相談 @名古屋法務局 

■恵那市役所の相談先（早朝・夜間・休日の連絡先 電話番号：0573-26-2111）

相談先	内容	連絡先等
人権相談 人権擁護委員による人権相談	職場や家庭、地域での人権問題全般についての相談を受け付けています。	毎月開催 (開催日程は、市 HP か 広報えなで確認する か、市役所社会福祉課 に問い合わせください)
福祉総合相談窓口	生活上のさまざまな不安や課題、どこに相談していいかわからない困りごとなど、総合的な相談窓口です。	0573-22-9136(直通)
障がい者の相談 障がい者虐待防止センター	障がい者の虐待など人権侵害の相談窓口です。	0573-26-2212(直通)
高齢者の相談 地域包括支援センター	高齢者の福祉総合相談窓口です。	0573-22-9112(直通)
高齢者の相談 恵南包括支援センター	高齢者の福祉総合相談窓口です。	0573-57-3030
子育て相談 子育て包括支援センター	妊娠・出産への不安や子育てに悩むお母さんやそのご家族の総合相談窓口です。	0573-22-9137(直通)
児童虐待やDV相談 家庭児童相談室	配偶者やパートナーから受けているさまざまな暴力(DV)について、相談員と一緒に考えます。	0573-22-9137(直通)

第4次 恵那市人権施策推進指針

令和5年3月 発行：恵那市 社会福祉課

〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1

電話：0573-26-2111（代） FAX：0573-25-7294



恵那市公式キャラクター『エーナ』